

本「地域金融機関平成19年12月CLO貸付債権信託受益権 商品内容説明書」は、情報提供のみを目的として公表するものであり、信託受益権の募集、売買を目的としたものではありません。

なお、公表に当たって、本商品内容説明書のうち、参加金融機関の取扱債権プールの内容（社数、貸付債権総額、1社当り平均貸付金額、平均デフォルト確率）や、参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権等に係る記載については、貸付債権総額の小さい順に並び替えた上で、金融機関の名前を伏せて表示しております（具体的には当該部分の金融機関名を参加金融機関（ア）、参加金融機関（イ）と表示しております。）。予め、ご了承下さい。

地域金融機関平成19年12月CLO

貸付債権信託受益権
商品内容説明書

優先受益権
メザニン受益権

平成19年12月

投資家の皆様へ

本商品内容説明書は、優先受益権及びメザニン受益権（以下「本商品」といいます。）に関するものです。本商品は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）に規定する「第二項有価証券」に該当します。本商品を販売する日興シティグループ証券株式会社は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号。その後の改正を含みます。）に定義される適格機関投資家に該当する投資家のみを対象として本商品の勧誘を行うものであることから、金融商品取引法第 45 条第 1 号により、同法第 37 条第 1 項及び第 37 条の 3 に定める表示義務及び書面交付義務を負っておらず、本商品内容説明書にはこれらの事項が全て記載されているものではないことにご留意下さい。

本商品に関しては、有価証券届出書の提出など金融商品取引法に基づく開示は行われておりません。

本商品は、信用補完措置等により信託配当及び元本の支払に関する安全性を高めた仕組みとなっておりますが、信託配当及び元本の支払が保証されているものではありません。また、受託者が本商品について元本補填又は利益補足をするものではなく、また委託者である中小企業金融公庫、本商品を販売する日興シティグループ証券株式会社からも信託配当及び元本の支払を保証されているものではありません。

投資家の皆様におかれましては、本商品内容説明書の内容を充分にお読みいただき、本商品のリスクを十分にご理解された上で、本商品をご購入賜りますようお願い申し上げます。ご投資にあたっては、投資家の皆様のご判断に基づき、事前に法律、税務または本商品の保有に関する会計処理等会計上の問題につき各分野の専門家とご協議いただきますようお願い申し上げます。また、本商品の購入にあたっては、「第 15. 販売に関する事項」に記載されている申込手数料、本商品の移転及び販売上の制限に関する事項を特に注意してご確認下さい。

日興シティグループ証券株式会社は、本商品内容説明書の内容を本商品の代金支払以前に改訂することがあります。その場合は、投資家の皆様に改訂された商品内容説明書が配布され、それ以前に配布された商品内容説明書に代替しかつ優先することになります。但し、本信託契約、本債権管理回収事務委託契約、本債権管理回収事務再委託契約及び各種関連契約等の内容と、本商品内容説明書に記載されている内容との間で齟齬がある場合、各契約等の内容が優先いたしますので、これらの各契約等もあわせてご確認下さい。

第 1.	貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等	1
1.	主な用語の定義	1
2.	仕組み図及び取引の概要等	8
3.	貸付債権信託の優先受益権及びメザニン受益権の概要	9
4.	貸付債権及び金銭包括信託契約の概要	13
第 2.	信託財産を構成する信託債権の概要	15
1.	信託財産を構成する信託債権に係る法制度の概要	15
2.	信託債権の基本的性格	15
3.	信託債権の沿革	15
4.	信託債権の関係法人	16
5.	信託財産を構成する資産に係る法制度の概要	16
6.	信託財産を構成する信託債権の原保有者の事業の概要	16
7.	信託財産を構成する信託債権の内容	17
8.	第三者による信託財産の評価	17
第 3.	信託財産を構成する信託債権の状況	26
1.	信託財産を構成する資産の信託債権の管理の概況	26
2.	損失及び延滞の状況	26
第 4.	信託財産を構成する貸付債権について	28
1.	募集要項	28
2.	貸付債権に関する表明及び保証	30
第 5.	信託財産を構成する貸付債権の移転等	33
第 6.	信託元本及び収益の定義	33
1.	信託元本	33
2.	信託収益	33
第 7.	信託財産を構成する信託債権の回収方法	34
第 8.	信託財産からの支出	38
1.	各勘定の定義	38
2.	支払又は積立の順序	38
第 9.	信託受益権の元本及び配当の支払	45
1.	優先受益権及びメザニン受益権について	45
2.	シニア劣後受益権について	47
3.	ジュニア劣後受益権について	48
第 10.	信託財産の運用・管理	50

1.	回収金口座	50
2.	回収金口座の変更について	50
3.	信託財産の運用について	50
4.	運用先の変更について	52
第 11.	信託財産から支払われる手数料等	53
1.	信託報酬	53
2.	債権回収業務委託費用	53
3.	租税その他の費用	53
第 12.	本商品の元本及び配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因	54
1.	本商品の流動性及び換価性に係るリスク	54
2.	原債務者の債務不履行のリスク	54
3.	原債務者による貸付債権の期限前返済のリスク	54
4.	本商品の支払順位・支払時期に関するリスク	55
5.	回収金口座のある銀行の債務不履行によるリスク	55
6.	受託者たるみずほ信託の破産等に伴うリスク	56
7.	参加金融機関（中小公庫を除きます。）の破産等に伴うリスク	57
8.	中小公庫の倒産等に伴うリスク	58
9.	債権譲渡・信託譲渡に関する債務者対抗要件及び第三者対抗要件が事前承諾により取得されていることによるリスク	58
第 13.	信用補完措置	60
第 14.	原保有者その他関係法人の概況	61
1.	原保有者の概況	61
2.	その他関係法人の概況	62
	みずほ信託銀行株式会社(受託者)	62
	株式会社愛媛銀行(参加金融機関)	63
第 15.	販売に関する事項	64
1.	申込手数料	64
2.	本商品の移転	64
3.	販売上の制限	64

第 1. 貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等

1. 主な用語の定義

委託者とは、本信託契約における委託者であるところの中小企業金融公庫（以下、「中小公庫」と表記する場合もあります。）をいいます。

営業日とは、土曜日、日曜日及びその他法令等により日本において銀行又は信用金庫又は信用組合が休業することを認められ、若しくは義務付けられている日以外の日をいいます。

延滞信託債権とは、信託債権のうち、本金銭消費貸借契約に定める約定弁済日に定める各約定元金又は利息が、約定弁済日を経過しているにもかかわらず返済されていないものをいいます。

延長期間とは、本信託契約に基づき本信託が延長された期間で、予定最終償還日の翌日以降信託終了日までの期間をいいます。

回収期間とは、前回収締め日の翌日（同日を含み、最初の回収期間においては信託設定日をいいます。）から当該回収締め日（同日を含みます。）までの期間をいいます。

回収金勘定とは、本信託契約に基づき本信託内に設定される第 8. 1. (1) の勘定をいいます。

回収金口座とは、信託財産を管理するために本信託契約に基づき開設される銀行口座をいいます。

回収金支払日とは、初回を平成 19 年 12 月 26 日とし、以後毎月回収締め日の翌日から起算して 11 営業日をいいます。

回収金等とは、信託債権の弁済として受領される金銭その他信託債権の満足に充てられる金銭（遅延損害金を含む。本信託契約に従って交付される補償金、本債権管理回収業務再委託契約に基づく各取扱参加金融機関（委託者を除きます。）の委託者に対する一切の支払金及び本信託契約に基づく損失補償金及び信託債権の換価処分により受領する売却代金を含みます。）をいいます。

回収締め日とは、初回を平成 19 年 12 月 26 日として、以後毎月 20 日（当該日が営業日でない場合はその翌営業日）をいいます。

回収状況報告日とは、初回を平成 19 年 12 月 26 日とし、以後回収締め日から 5 営業日後（中小公庫の場合は 6 営業日後）の営業日（当該日が営業日でない場合はその翌営業日）をいいます。

各元本留保金額とは、末尾付則 5 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各元本留保金額取崩金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をい

ます。

各当期元本留保金額とは、末尾付則 5 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各当期利息金等留保金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各利息金等留保金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各利息金等留保金額取崩金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

仮想シニア劣後受益権とは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、末尾付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される金額をいいます。

仮想トランシェとは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、仮想優先受益権、仮想メザニン受益権及び仮想シニア劣後受益権を個別に又は総称していいます。

仮想メザニン受益権とは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、末尾付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される金額をいいます。

仮想優先受益権とは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、末尾付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される金額をいいます。

関係書類とは、信託債権に係る参加申込書、金銭消費貸借契約証書、追加約定書、原債務者の印鑑証明書並びに原債務者の登記事項証明書、その他募集要項に定める書類をいいます。

元本勘定とは、本信託契約に基づき本信託内に設定される第 8.1.(2)の勘定をいいます。

元本収受金とは、回収金等のうち、信託債権の元本部分に係る収受金（但し、本信託契約に基づくデフォルト債権の換価処分により受領する売却代金を除きます。）をいいます。

元本留保金額とは、末尾付則 5 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

計算期間とは、前計算期日の翌日（最初の計算期間においては信託設定日をいいます。）（同日を含みます。）から当該計算期日（同日を含みます。）までの期間をいいます。

計算期日とは、初回を平成 20 年 4 月 15 日とし、第二回を平成 20 年 7 月 15 日として、以降毎年 1 月 15 日、4 月 15 日、7 月 15 日及び 10 月 15 日、最終回を信託終了日とする日をいいます。なお、延長期間中は毎月 15 日をいいます。ただし、当該期日が営業日でない場合は、その翌営業日を計算期日

とします。

原債務者とは、本債権の債務者である法人をいいます。

サービサー・レポートとは、本債権管理回収業務委託契約及び本債権管理回収業務再委託契約に基づき、各取扱参加金融機関又は委託者から受託者に対して交付される委任事務に関する報告書をいいます。

参加金融機関とは、株式会社愛媛銀行（以下、「愛媛銀行」と表記する場合があります。）及び中小公庫を総称していいます。

実行前解約補償金とは、本信託契約に基づき、本信託契約に定める前提事実と反する事実があった場合又は原債務者が本金銭消費貸借契約に基づき実行前解約を行った場合に、委託者が受託者に対して支払う補償金で、当該違反のあった又は実行前解約がなされた信託債権に係る元本金額（本貸付自体が実行されなかった場合においては、貸付予定の元本金額）相当額に本金銭消費貸借契約に定める期限前返済による損害金（本貸付自体が実行されなかった場合においては、実行前解約による損害金）に準じて計算された金額を加えた金額に相当する金額をいいます。

指定格付機関とは、株式会社格付投資情報センター（以下、「R&I」と表記する場合があります。）及びムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「Moody's」と表記する場合があります。）をいいます。

シニア劣後受益権とは、本信託の受益権のうち本信託契約に定めるシニア劣後受益権をいいます。

シニア劣後受益権者とは、シニア劣後受益権の保有者をいいます。

シニア劣後受益権償還停止トリガー事由とは、各計算期日において、各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期日の直前の回収締め日時点の当該取扱債権プールにおける延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及びその直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額が、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本額に達することをいいます。

シニア劣後配当率とは、信託の計算に用いられる数値であり、当初のシニア劣後受益権者及び受託者の合意により定められる率をいいます。

受益者とは、本信託の受益権の保有者をいいます。

受託者とは、本信託契約における受託者であるところのみずほ信託銀行株式会社（以下、「みずほ信託」と表記する場合があります。）をいいます。

ジュニア劣後受益権とは、ジュニア劣後受益権(ア)及びジュニア劣後受益権(イ)を総称していいます。

ジュニア劣後受益権(ア)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(ア)をいい、取扱債権(ア)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(イ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(イ)をいい、取扱債権(イ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権者とは、本信託のジュニア劣後受益権の保有者をいいます。

ジュニア劣後(ア)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(ア)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(イ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(イ)の保有者をいいます。

証券化に要する費用とは、金銭消費貸借契約証書に定める証券化に要する費用をいいます。

信託債権とは、本信託契約に基づき委託者が受託者に信託する貸付債権をいいます。

信託債権買取日とは、委託者が本信託契約に基づき、信託債権を買取る日をいいます。

信託債権データとは、委託者及び受託者が別途合意する形式及び内容で取扱参加金融機関により作成された各信託債権の明細情報を電磁的記録により記録した信託債権についての明細データであって、平成19年12月26日までに委託者が受託者に電磁的記録媒体により交付したものをいいます。

信託財産とは、本信託契約に基づき委託者が受託者に信託する貸付債権及び金銭その他の本信託に属する財産を個別にあるいは総称していいます。

信託終了日とは、予定最終償還日（ただし、本信託契約に従って信託期間が延長された場合は、法定最終償還日）（当該日が営業日でない場合にはその前営業日）又はその他の事由により本信託が終了する日（事由発生日、当該日が営業日でない場合にはその翌営業日）のいずれか早い日をいいます。

信託設定日とは、平成19年12月26日をいいます。

信用力低下事由とは、委託者の(i) (a) 指定格付機関による発行体格付がBBB-若しくはBaa3から格下げ方向で見直しがされたこと又はBB+若しくはBa1相当以下となること、又は、(b) 短期格付がa-2若しくは短期債務格付がP-2から格下げ方向で見直しがされたこと又は短期格付がa-3若しくは短期債務格付がP-3相当以下となること、又は、(ii) 指定格付機関による格付けがなく、指定格付機関が(i)と同等の信用力であると判断し、かかる旨を受託者に通知したことをいいます。

損失補償金とは、本信託設定後、本信託契約に定める表明及び保証違反の事実が判明し、又は本信託契約に定める誓約事項に違反し、かつかかる違反が解消できないことにより受託者又は受益者に損害が生じた場合に、受託者の請求に従って委託者が支払う金銭で、末尾付則 1 により算出されるものをいいます。

追加約定書とは、追加約定書（CLO 融資用）をいいます。

長期延滞信託債権とは、信託債権のうち、本金銭消費貸借契約に定める約定弁済日に定める各約定元金又は利息が、約定弁済日から 3 ヶ月以上経過しているにもかかわらず返済されていないものをいいます。

デフォルト債権とは、信託債権のうち、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- 一 原債務者に、本金銭消費貸借契約第 9 条第 1 項に定める事由（当然失期事由）が生じたもの
- 二 原債務者に、本金銭消費貸借契約第 9 条第 2 項に定める事由（請求失期事由）が生じ、かつ請求通知により期限の利益を喪失したもの

当初仮想シニア劣後受益権とは、信託計算のために取扱債権プールごとに算出される概念であり、信託設定日において、シニア劣後受益権元本額に、各取扱参加金融機関の取扱債権元本額から当該金融機関の取扱債権に係るジュニア劣後受益権元本額を控除した額を乗じ、信託元本よりジュニア劣後受益権元本総額を控除した額で除すことにより算出される金額をいいます。

当初仮想メザニン受益権とは、信託計算のために取扱債権プールごとに算出される概念であり、信託設定日において、メザニン受益権元本額に、各取扱参加金融機関の取扱債権元本額から当該金融機関の取扱債権に係るジュニア劣後受益権元本額を控除した額を乗じ、信託元本よりジュニア劣後受益権元本総額を控除した額で除すことにより算出される金額をいいます。

当初仮想優先受益権とは、信託計算のために取扱債権プールごとに算出される概念であり、信託設定日において、優先受益権元本額に、各取扱参加金融機関の取扱債権元本額から当該金融機関の取扱債権に係るジュニア劣後受益権元本額を控除した額を乗じ、信託元本よりジュニア劣後受益権元本総額を控除した額で除すことにより算出される金額をいいます。

当初劣後比率とは、信託計算のために取扱債権プールごとに算出される概念であり、信託設定日において、当該取扱債権プールの取扱参加金融機関の取扱債権に係るジュニア劣後受益権元本額を、当該取扱参加金融機関の取扱債権元本額で除すことにより得られる比率をいいます。

取扱債権とは、取扱債権(ア)及び取扱債権(イ)を総称していいます。

取扱債権(ア)とは、本債権のうち参加金融機関(ア)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(イ)とは、本債権のうち参加金融機関(イ)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権プールとは、取扱債権プール(ア)及び取扱債権プール(イ)を総称していいます。

取扱債権プール(ア)とは、取扱債権(ア)のプールをいいます。

取扱債権プール(イ)とは、取扱債権(イ)のプールをいいます。

取扱参加金融機関とは、各信託債権について貸付を実行した参加金融機関をいいます。

平成 19 年 12 月 CLO 案件とは、募集要項に基づき組成される CLO 案件をいいます。

法定最終償還日とは、平成 26 年 1 月 15 日をいいます。ただし、信託元本が残存する場合、受託者、委託者及び受益者の間で協議の上、延長ができるものとします。

募集要項とは、本信託契約に別紙として添付される平成 19 年 12 月 CLO（買取型キャッシュ方式）募集要項及び平成 19 年 12 月 CLO（自己型方式）募集要項を総称していいます。

補償金とは、本信託契約に定める表明及び保証違反並びに本貸付につき原債務者による実行前解約があった場合に、委託者が受託者に対して支払うべき金銭をいいます。

本貸付とは、本金銭消費貸借契約に係る各取扱参加金融機関の原債務者に対する貸付をいいます。

本貸付債権売買契約とは、平成 19 年 12 月 6 日付けで各取扱参加金融機関（中小公庫を除きます。）と中小公庫の間で各取扱参加金融機関（中小公庫を除きます。）の取扱債権（取扱債権（イ）を除きます。）について締結された貸付債権売買契約をいいます。

本基本契約とは、それぞれ委託者との間で、取扱債権（取扱債権（イ）を除きます。）の売買について締結された基本契約をいいます。

本金銭消費貸借契約とは、各取扱参加金融機関と各原債務者との間で平成 19 年 12 月 6 日付けで締結された信託債権の発生を基礎付ける契約で、金銭消費貸借契約証書及び追加約定書の記載事項をその内容とする契約をいいます。

本債権とは、各取扱参加金融機関がそれぞれ原債務者に対して貸し付けた債権で、債権口数：241 口、合計元本金額：9,920,000,000 円の債権をいいます。

本債権管理回収業務委託契約とは、中小公庫とみずほ信託との間で平成 19 年 12 月 6 日に締結され、信託

債権の管理回収業務を委託する契約をいいます。

本債権管理回収業務再委託契約とは、中小公庫と各取扱参加金融機関（中小公庫を除きます。）との間で平成19年12月6日に締結された、各取扱参加金融機関（中小公庫を除きます。）の取扱債権の管理回収業務を委託する契約をいいます。

本CLO案件とは、募集要項に基づき組成されるCLO案件をいいます。

本信託とは、本信託契約に基づいて設定される信託をいいます。

本信託契約とは、中小公庫とみずほ信託との間で平成19年12月6日に締結された、本債権を信託するための契約をいいます。

未経過利息とは、本金銭消費貸借契約に規定される未経過利息をいいます。

メザニン受益権とは、本信託の受益権のうち本信託契約に定めるメザニン受益権をいいます。

メザニン受益権者とは、メザニン受益権の保有者をいいます。

メザニン受益権償還停止トリガー事由とは、各計算期日において、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由に抵触した各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期日の直前の回収締め日時点の当該取扱債権プールにおける延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及びその直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額から (b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本額を控除した額の総額が、当該計算期日に係る計算期間の初日のシニア劣後受益権の残存元本額に達することをいいます。

メザニン配当率とは、信託の計算に用いられる数値であり、当初のメザニン受益権者及び受託者の合意により定められる率をいいます。

優先受益権とは、本信託の受益権のうち本信託契約に定める優先受益権をいいます。

優先受益権者とは、優先受益権の保有者をいいます。

優先配当率とは、信託の計算に用いられる数値であり、当初の優先受益権者及び受託者の合意により定められる率をいいます。

予定最終償還日とは、平成25年1月15日をいいます。

利息勘定とは、本信託契約に基づき本信託内に設定される第8.1.(3)の勘定をいいます。

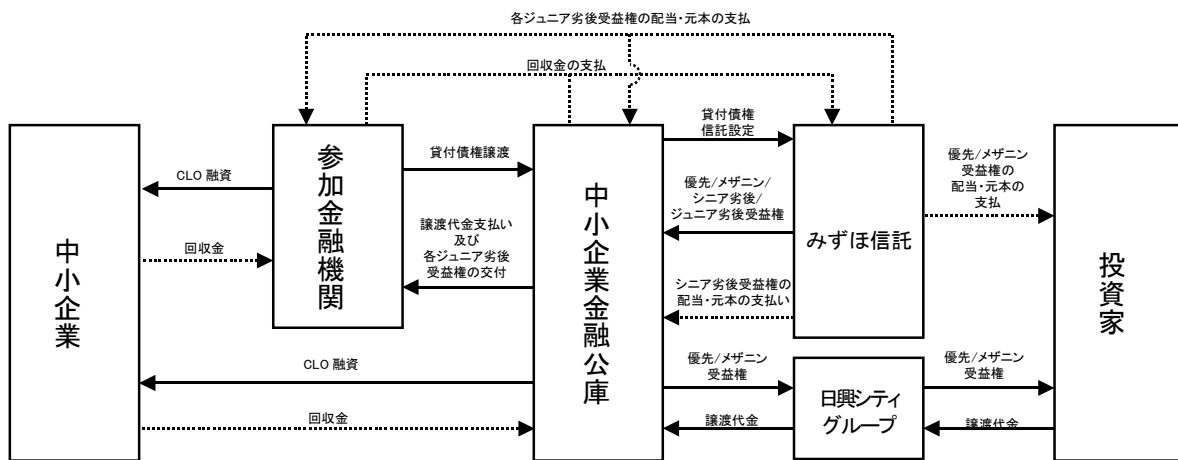
利息金等留保金額とは、末尾付則 4 に従って算出される本信託契約の計算のための概念金額をいいます。

利息計算期間とは、本金銭消費貸借契約に定める利息計算期間をいいます。

利息支払日とは、本金銭消費貸借契約に定める利息支払日をいいます。

利息收受金とは、回収金等のうち、信託債権の元本部分に係る收受金以外の部分をいいます。

2. 仕組み図及び取引の概要等



取引の概要

- ① 愛媛銀行は、中小公庫の規定する募集要項の定め並びに平成 19 年 10 月に中小公庫と各参加金融機関（中小公庫を除きます。）との間でそれぞれ締結した本基本契約に従い、原債務者と本金銭消費貸借契約を締結し、それによって平成 19 年 12 月 26 日にそれぞれ貸付を実施し、中小公庫と各参加金融機関（中小公庫を除きます。）との間の本貸付債権売買契約に従い、当該貸付債権につき中小公庫へ譲渡を行う予定です。
- ② 中小公庫は、みずほ信託との間で、平成 19 年 12 月 6 日付けで、本信託契約を締結し、同契約に基づき、信託債権たる貸付債権を信託譲渡する予定です。本信託契約の当初の受益者は、全ての受益権について中小公庫です。なお、各参加金融機関（中小公庫を除きます。）から中小公庫の債権譲渡及び中小公庫からみずほ信託への信託譲渡に関し、信託設定日までに各貸付債権につき各原債務者による確定日付のある証書による異議なき承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備しております。
- ③ 中小公庫は、本債権管理回収業務委託契約に基づき、みずほ信託より信託業務の一部を受託し、信託設定後も自己の有する貸付債権と同様にサービサーとして信託譲渡した貸付債権の代理回収を行うこととされています。また、中小公庫は本債権管理回収業務再委託契約に基づき、各参加金融機関（中小公庫を除きます。）へ当該参加金融機関（中小公庫を除きます。）が各原債務者に対して貸し付けた債権に関して、信託業務の一部を再委託し、各参加金融機関

(中小公庫を除きます。)が当該債権については、サービサーとして信託譲渡した貸付債権の代理回収を行うこととしています。

- ④ 中小公庫は、本信託契約の当初受益者として、優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権(ア)及びジュニア劣後受益権(イ)の5種類の受益権を取得し、そのうち優先受益権及びメザニン受益権を、投資家への販売を目的とする日興シティグループ証券株式会社(以下「日興シティ」といいます。)に買い受けさせます。当該受益権の譲渡につき、受託者たるみずほ信託による確定日付のある証書による承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備する予定です。
- ⑤ 中小公庫は、各ジュニア劣後受益権を、各参加金融機関(中小公庫を除きます。)へ各参加金融機関(中小公庫を除きます。)と締結する劣後受益権売買契約に従って譲渡し、当該受益権の譲渡につき、受託者たるみずほ信託による確定日付のある証書による承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備する予定です。なお、シニア劣後受益権及びジュニア劣後受益権(イ)については、中小公庫が引き続き保有します。
- ⑥ 中小公庫は、各回収金支払日までに、当該回収金支払日に係る回収期間において原債務者から回収を行った回収金等をみずほ信託に引渡し、又は本債権管理回収業務再委託契約に基づき各参加金融機関(中小公庫を除きます。)をして引渡しをせしめます。みずほ信託は、受領した回収金等から、本信託契約の定めに従って、各計算期日に受益権の元本及び配当の支払を行います。

3. 貸付債権信託の優先受益権及びメザニン受益権の概要

発行額

優先受益権	8,300,000,000円
メザニン受益権	340,000,000円
合計	8,640,000,000円

なお、上記の各受益権は、信託元本額1千万円を1口と称するものとします。

受益権発行日 : 平成19年12月26日

予定配当率決定日 : 平成19年12月11日

予定最終償還日 : 平成25年1月15日

法定最終償還日 : 平成26年1月15日。ただし、信託元本が残存する場合、受託者、委託者及び受益者の間で協議の上、延長ができるものとします。

配当計算方法 : 末尾付則2をご参照下さい。

信託配当の支払日 : 計算期日(第1.「貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等」、1.「主な用語の定義」をご参照ください。)

予定配当率 : 優先受益権 1.58% (年率)
メザニン受益権 1.95% (年率)

格付機関 : R&I 及び Moody' s

格 付 : 優先受益権～AAA (R&I) 若しくは Aaa (Moody' s)
メザニン受益権～AA (R&I) 若しくは A2 (Moody' s)

格付基準は、以下のとおりです。

- ① 予定配当額を毎回約定通り支払えること
- ② 元本を法定最終償還日たる平成 26 年 1 月 16 日の計算期日までに支払えること

信用補完措置 : 各取扱債権プール毎 (各参加金融機関が貸し付けた債権のプール毎) に設定された優先/劣後構造 (中小公庫が保有するシニア劣後受益権 (5 億 9 千 5 百万円) 及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権 (参加金融機関(ア)分が 5 千 500 万円 (取扱債権プール(ア)総額に対して約 9.0%) 参加金融機関(イ)分が 6 億 3 千万円 (取扱債権プール(イ)総額に対して約 6.8%))

優先受益権及びメザニン受益権の償還について

(1) 元本の交付日

優先受益権及びメザニン受益権の元本は、平成 20 年 4 月 15 日を初回とし、以降各計算期日を元本の交付日として、下記「(2)償還方法」の規定に基づき償還します。

(2) 償還方法

優先受益権及びメザニン受益権は下表のとおり、各計算期日に同額ずつの元本交付を行うことを予定しております。

計算期日	優先受益権 予定元本交付金額	メザニン受益権 予定元本交付金額
平成 20 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 20 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 20 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 21 年 1 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 21 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 21 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 21 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 22 年 1 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 22 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 22 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 22 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 23 年 1 月 17 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 23 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 23 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 24 年 10 月 17 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 24 年 1 月 16 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 24 年 4 月 16 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 24 年 7 月 17 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 24 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 25 年 1 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円

優先受益権及びメザニン受益権の譲渡の手続きについて

(1) 譲渡承諾の手続き

本信託の受益権の譲受人若しくは質権者（以下「譲受人等」といいます。）又は受益者が本信託の受益権を譲渡又は質入する旨を本信託契約別紙 12 の様式による受益権譲渡承諾依頼書兼承諾

書（以下「受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書」といいます。）を受託者に 2 通交付することにより申し出た場合、受託者は、当該譲渡又は質入を承諾するか否かを判断し、これを承諾する場合には、直ちに、当該譲受人等に対し、押印の上、確定日付ある受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書を交付します。但し、受益者又は譲受人等は、受託者の承諾を得ない限り、計算期日の 10 営業日前から計算期日までの間は、かかる申し出をなすことができないものとします。この場合、確定日付の取得に必要な一切の費用は当該譲受人等の負担とします。受益者が本信託の受益権の全部又は一部を譲渡する場合、受託者は、既に受益権証書を発行している場合はこれを回収のうえ新たに受益権証書を本信託の受益権の譲受人に交付します。

(2) 承諾拒絶の要件

受託者は、前項の申し出を受けた場合には、合理的な理由なく、当該譲渡又は質入の承諾を拒絶又は留保することができないものとします。当該申し出に際し、以下のいずれかが満たされない場合、当該譲渡又は質入の承諾拒絶には合理的な理由があるものとします。

- ① 当該受益権の譲渡又は質入に関する契約締結時において、本信託契約に基づく委託者による本債権及び除外金額（もしあれば）相当額の金銭の信託が委託者の債権者を害するという認識を譲受人等が有していないこと。加えて、その旨を譲受人等が受益権譲渡承諾依頼書において表明及び保証すること。
- ② 譲受人等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条に定義する暴力団その他の反社会的勢力に属しておらず、かつ、反社会的勢力と資本関係、業務提携関係又は継続的な取引関係がないこと。加えて、これらの事実につき受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書において表明及び保証すること。
- ③ 譲受人等が、本受益権の放棄ができないことについて同意すること。
- ④ 譲受人等が、本信託の信託財産に対する破産法第 244 条の 4 に基づく破産手続その他の倒産手続（今後新たに制定されるものを含み、また日本法に基づくものであるか否かを問いません。以下「破産手続等」といいます。）開始の申立てを行わない旨誓約すること。
- ⑤ 譲受人等が、信託法第 150 条第 1 項に基づく信託変更命令の申立てを行わない旨誓約すること。
- ⑥ 譲受人等が、信託法第 165 条第 1 項に基づく信託終了命令の申立てを行わない旨誓約すること。
- ⑦ 譲受人等が、信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになった場合であっても、受託者が本信託について破産手続等開始の申立てを行わないことに同意すること。
- ⑧ 受益権の質入に際しては、質権者が信託法第 98 条第 2 項に基づく金銭の供託の請求を行った場合、当該供託の費用を質権設定者たる受益者が負担する旨、質権者が誓約すること。

優先受益権及びメザニン受益権の譲渡制限について

受託者の書面による承諾なしに本商品を譲渡又は質入をすることはできません。

4. 貸付債権及び金銭包括信託契約の概要

発行額	: ①優先受益権	8,300,000,000 円
	②メザニン受益権	340,000,000 円
	③シニア劣後受益権	595,000,000 円
	④ジュニア劣後受益権(ア)～(イ)	685,000,000 円
	合 計	9,920,000,000 円

委託者 : 中小企業金融公庫

受託者 : みずほ信託銀行株式会社

取扱参加金融機関／サービス : 愛媛銀行及び中小公庫

信託債権 : 各参加金融機関が原債務者に貸し付け、中小公庫がみずほ信託に信託した貸付債権及びこれに付帯する一切の権利

本信託契約の期間 : 本信託契約締結日（平成 19 年 12 月 6 日）から信託終了日までとします。

信託費用不足又は
信託目的達成不可能による
信託の終了 : 本信託契約においては、原則として契約期間中に終了することはありませんが、信託財産に関して課せられた税額あるいは本信託の管理及び手続に関して生じる費用を信託財産の中の金銭で支払えなくなった場合（但し、別途受託者が委託者に請求し、委託者が支払った場合はこの限りではありません。）、又は、戦争、天変地異等の災禍の発生、経済情勢の変化、法令、行政解釈等の変更その他相応の事由により、本信託の目的の達成又は信託事務の遂行が著しく困難若しくは不可能とする客観的かつ合理的な事由が発生した場合には、受託者は受益者に対する書面による通知を行うことにより、本信託契約を終了することができるものとされており、且つ受託者は、かかる解除によって生じた損害について責任を負わないものとされています。但し、受託者は当該本信託契約の終了に先立ち、本信託に係る信託事務を適法かつ適切に遂行できる信託会社等（信託会社及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関をいい、以下「後継信託会社」といいます。）を選定すべく合理的努力を 30 日間行うものとし、かかる通知の日の直後の計算期日において本信託契約（本信託）は終了するものとします。受託者は、後継信託会社を選定することができた場合には、優先受益

者の承諾を得た上で、後継信託会社に信託財産を移転し、後継信託会社が本信託における信託事務を移行するために必要な引継業務を行うものとします。受託者は、信託の終了又は後継信託会社の選定を行った場合には、それらに関して速やかに指定格付機関に通知するものとします。

その他の事由による信託の終了：本信託契約においては、①期間満了のほか、②上記「信託費用不足又は信託目的達成不可能による信託の終了」の場合、③委託者が損失補償金の全額を支払い残存するすべての本債権の交付を受けた場合、④優先受益権、メザニン受益権及びシニア劣後受益権の残元本額が零になった場合、又は、⑤本債権管理回収業務委託契約が終了した場合には、本信託は終了できるものとされています。

第2. 信託財産を構成する信託債権の概要

1. 信託財産を構成する信託債権に係る法制度の概要

本信託の信託財産である信託債権については、民法（明治 29 年法律第 89 号）が適用され、本金銭消費貸借契約に基づき発生し、本信託契約に基づき、信託債権の一部の原保有者である各参加金融機関（中小公庫を除きます。）から中小公庫に譲渡され、原保有者を中小公庫とする信託債権とあわせ、中小公庫から受託者に信託譲渡されることにより、中小公庫を当初の受益者として信託設定されました。

本信託の設定に関しては信託法（平成 18 年法律第 108 号）が適用され、各信託債権の移転については、原債務者から確定日付ある証書による異議なき承諾を得ることにより債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備しております。

2. 信託債権の基本的性格

本信託の信託財産を構成する債権は、本金銭消費貸借契約に基づいて、各参加金融機関が原債務者に金銭の貸付を行うことにより生じた貸付債権です。その内容については、後記「4. 信託財産を構成する貸付債権について」をご参照下さい。

本信託の受益権の裏付けとなる信託財産を構成する債権の主な構成は以下の通りです。なお、下記の平均デフォルト確率は、CRD（モデル 3）（累積 1 年）によるもので、金額加重平均した値です。

	参加金融機関 (参加金融機関 (ア))	参加金融機関 (参加金融機関(イ))
社数	27 社	214 社
貸付債権総額	6 億 1 千万円	93 億 1 千万円
1 社当り平均貸付金額	約 22.59 百万円	約 43.50 百万円
平均デフォルト確率	0.46%	0.63%

3. 信託債権の沿革

信託債権は、中小公庫の定める募集要項に規定する条件の下、本金銭消費貸借契約に基づき各参加金融機関が原債務者に貸付を実行することにより発生します。各参加金融機関（中小公庫を除きます。）が原債務者に貸付を実行することにより発生した信託債権は、本貸付債権売買契約に基づき中小公庫へ譲渡され、中小公庫が原債務者に貸付を実行することにより発生した信託債権とともに本信託契約に基づき中小公庫から受託者に平成 19 年 12 月 26 日に信託設定される予定です。

上記本貸付債権売買契約及び本信託契約に基づき、債権者が各参加金融機関から受託者に代わる他は、債権の基本的性格に変更はありません。また、信託債権の回収事務等については、本債権管理回収業務委託契約及び本債権管理回収業務再委託契約に基づき、受託者は中小公庫に、中

小公庫は各参加金融機関（中小公庫を除きます。）に、それぞれ事務委託しております。

中小公庫は、本信託契約において、本信託契約に従って中小公庫がみずほ信託に対して信託譲渡した貸付債権に関し、中小公庫において、又は各参加金融機関（中小公庫を除きます。）をして抗弁権を発生させることとなる一切の行為を行わない又は行わしめないこと及び貸付債権の第三者への譲渡や担保権設定等を行わない又は行わしめないことを約束しています。

4. 信託債権の関係法人

本信託の信託財産を構成する貸付債権の委託者は、中小公庫です。中小公庫は、昭和 28 年 8 月 20 日に中小企業金融公庫法に基づき、全額政府出資により設立された政策金融機関です。中小公庫は、受託者に対し貸付債権の信託譲渡を行った後、受託者から信託債権の回収事務の委託を受け、さらに各参加金融機関（中小公庫を除きます。）へ当該回収事務の委託を行い、これを代行せしめます。また、シニア劣後受益権及びジュニア劣後受益権（イ）については、中小公庫が保有者となります。

各参加金融機関（中小公庫を除きます。）は、本債権管理回収業務再委託契約に基づく中小公庫からの委託を受け、サービサーとして回収業務を行います。

5. 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要

本信託の信託財産を構成する信託債権の私法上の効力については、民法及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）の適用を受けるところ、契約自由の原則により、特段の事情のない限り、契約当事者間の本金銭消費貸借契約に定めるところによります。

信託債権の債務者である原債務者の破産・強制執行等に関しては、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社法（特別清算の場合）及び民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の適用を受けます。破産法は、原債務者がその債務を完済することができない場合に、原債務者の総財産を債権者に公平に弁済する手続を規定する法律です。会社更生法は、株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする会社更生手続を規定する法律です。民事再生法は、経済的窮境にある債務者の事業又は経済生活の再生をはかることを目的とする民事再生手続を規定する法律です。特別清算の場合、会社法内の当該手続を定める条項が適用されます。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。

6. 信託財産を構成する信託債権の原保有者の事業の概要

(1) 中小公庫の事業概況

本信託の信託財産を構成する貸付債権の委託者である中小公庫は昭和 28 年 8 月 20 日に中小企業金融公庫法に基づき設立された政策金融機関でありその資本金は平成 19 年 3 月 31 日現在において 1,433,829 百万円です。平成 16 年 7 月 1 日より、中小公庫は国内 61 営業部店を通じて融資業務及び証券化支援業務、信用保険業務を行っています。

(2) 中小公庫の証券化支援業務

中小公庫は、中小企業金融公庫法の改正により、平成 16 年 7 月 1 日より貸付債権等の証券化が可能となり、民間金融機関等による証券化手法を活用した中小企業に対する融資の取り組みを支援する証券化支援業務に取り組んでいます。平成 16 年 7 月より新たに開始した証券

化支援業務には（1）単独では証券化が困難な民間金融機関等の無担保貸付債権等を中小公庫が譲り受け証券化する業務（買取型）、（2）民間金融機関等が自ら貸付債権等の証券化に取り組む場合に、中小公庫が当該貸付債権等の部分保証や証券化商品等の一部買取業務等を行う業務（保証型）があります。

また、中小公庫では、（3）中小公庫自らが中小企業に対する無担保貸付や無担保社債の取得を行い、それを証券化する業務（自己型）にも取り組んでいます。

これらの証券化手法を活用した業務は、いずれも中小企業の無担保による長期資金の調達、資金調達手段の多様化を支援することを目的としています。

7. 信託財産を構成する信託債権の内容

貸付債権

本信託の信託財産を構成する貸付債権は全て上記 3. に述べた手続によって発生した債権であり、平成 20 年 3 月以降 3 ヶ月毎に一定金額を分割払いする貸付債権です。

8. 第三者による信託財産の評価

第三者による信託財産の評価は実施しておりません。

<信託債権に係る属性データ>

1. 表示中の各数値は、表示未満を四捨五入しているため、各数値の和と合計の数値が一致しないことがあります。
2. 貸付金額の単位は百万円です。
3. 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計した表等につきましては、これらのもととなるデータの正確性を日興シティが保証するものではありません。

1.業種分布

	金額(百万円)	比率(%)	債務者数	比率(%)
鉱業	0	0.00%	0	0.00%
建設業	715	7.21%	16	6.64%
製造業	4,815	48.54%	115	47.72%
ガス・熱供給・水道業	25	0.25%	1	0.41%
情報通信業	110	1.11%	2	0.83%
運輸業	615	6.20%	15	6.22%
卸売・小売業	2,195	22.13%	57	23.65%
金融・保険業	0	0.00%	0	0.00%
不動産業	350	3.53%	8	3.32%
飲食店、宿泊業	225	2.27%	7	2.90%
教育、学習支援業	40	0.40%	2	0.83%
サービス業(他に分類されないもの)	830	8.37%	18	7.47%
合計	9,920	100.00%	241	100.00%

出典:中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

2. 地域分散

	金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
北海道	80	0.81%	6	2.49%
青森県	70	0.71%	2	0.83%
岩手県	50	0.50%	1	0.41%
宮城県	210	2.12%	5	2.07%
秋田県	60	0.60%	2	0.83%
山形県	140	1.41%	3	1.24%
福島県	40	0.40%	1	0.41%
茨城県	25	0.25%	1	0.41%
栃木県	185	1.86%	5	2.07%
群馬県	360	3.63%	7	2.90%
埼玉県	395	3.98%	6	2.49%
千葉県	120	1.21%	3	1.24%
東京都	2,400	24.19%	53	21.99%
神奈川県	410	4.13%	8	3.32%
新潟県	160	1.61%	4	1.66%
富山県	110	1.11%	2	0.83%
石川県	50	0.50%	1	0.41%
福井県	95	0.96%	2	0.83%
山梨県	125	1.26%	2	0.83%
長野県	440	4.44%	9	3.73%
岐阜県	120	1.21%	2	0.83%
静岡県	170	1.71%	3	1.24%
愛知県	260	2.62%	7	2.90%
三重県	80	0.81%	2	0.83%
滋賀県	50	0.50%	2	0.83%
京都府	120	1.21%	3	1.24%
大阪府	1,190	12.00%	26	10.79%
兵庫県	420	4.23%	9	3.73%
奈良県	0	0.00%	0	0.00%
和歌山県	80	0.81%	1	0.41%
鳥取県	0	0.00%	0	0.00%
島根県	0	0.00%	0	0.00%
岡山県	130	1.31%	4	1.66%
広島県	265	2.67%	5	2.07%
山口県	65	0.66%	4	1.66%
徳島県	130	1.31%	5	2.07%
香川県	160	1.61%	4	1.66%
愛媛県	425	4.28%	23	9.54%
高知県	80	0.81%	2	0.83%
福岡県	190	1.92%	4	1.66%
佐賀県	100	1.01%	2	0.83%
長崎県	50	0.50%	1	0.41%
熊本県	130	1.31%	4	1.66%
大分県	120	1.21%	3	1.24%
宮崎県	60	0.60%	2	0.83%
鹿児島県	0	0.00%	0	0.00%
沖縄県	0	0.00%	0	0.00%
合計	9,920	100.00%	241	100.00%

出典：中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

3. 貸付額分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	1千万円 以下	350	3.53%	35	14.52%
1千万円 超	2千万円 以下	440	4.44%	23	9.54%
2千万円 超	3千万円 以下	1,567	15.80%	53	21.99%
3千万円 超	4千万円 以下	783	7.89%	20	8.30%
4千万円 超	5千万円 以下	3,045	30.70%	61	25.31%
5千万円 超	6千万円 以下	415	4.18%	7	2.90%
6千万円 超	7千万円 以下	205	2.07%	3	1.24%
7千万円 超	8千万円 以下	3,115	31.40%	39	16.18%
8千万円 超		0	0.00%	0	0.00%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (百万円) 41.16

出典: 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

4. 貸付金月商倍率分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	0.1倍 以下	785	7.91%	26	10.79%
0.1倍 超	0.2倍 以下	1,225	12.35%	29	12.03%
0.2倍 超	0.3倍 以下	1,333	13.44%	34	14.11%
0.3倍 超	0.4倍 以下	1,610	16.23%	35	14.52%
0.4倍 超	0.5倍 以下	1,055	10.64%	23	9.54%
0.5倍 超	0.6倍 以下	745	7.51%	19	7.88%
0.6倍 超	0.7倍 以下	535	5.39%	13	5.39%
0.7倍 超	0.8倍 以下	570	5.75%	13	5.39%
0.8倍 超	0.9倍 以下	755	7.61%	13	5.39%
0.9倍 超	1.0倍 以下	175	1.76%	3	1.24%
1.0倍 超	1.1倍 以下	107	1.08%	4	1.66%
1.1倍 超	1.2倍 以下	345	3.48%	8	3.32%
1.2倍 超	1.3倍 以下	50	0.50%	1	0.41%
1.3倍 超	1.4倍 以下	10	0.10%	1	0.41%
1.4倍 超	1.5倍 以下	180	1.81%	3	1.24%
1.5倍 超	1.6倍 以下	165	1.66%	8	3.32%
1.6倍 超	1.7倍 以下	80	0.81%	2	0.83%
1.7倍 超	1.8倍 以下	120	1.21%	3	1.24%
1.8倍 超	1.9倍 以下	65	0.66%	2	0.83%
1.9倍 超	2.0倍 以下	10	0.10%	1	0.41%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (倍) 0.52

加重平均値 (倍) 0.52

出典: 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

5. 売上高分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	1 億円 以下	50	0.50%	5	2.07%
1 億円 超	5 億円 以下	1,112	11.21%	49	20.33%
5 億円 超	10 億円 以下	1,940	19.56%	51	21.16%
10 億円 超	15 億円 以下	2,025	20.41%	43	17.84%
15 億円 超	20 億円 以下	943	9.51%	21	8.71%
20 億円 超	25 億円 以下	990	9.98%	18	7.47%
25 億円 超	30 億円 以下	670	6.75%	12	4.98%
30 億円 超	35 億円 以下	270	2.72%	6	2.49%
35 億円 超	40 億円 以下	440	4.44%	8	3.32%
40 億円 超	45 億円 以下	200	2.02%	3	1.24%
45 億円 超	50 億円 以下	210	2.12%	4	1.66%
50 億円 超	100 億円 以下	920	9.27%	18	7.47%
100 億円 超		150	1.51%	3	1.24%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (百万円) 1,937.88

加重平均値 (百万円) 2,346.04

出典：中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

6. 従業員数分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	5 人 以下	482	4.86%	16	6.64%
5 人 超	10 人 以下	468	4.72%	15	6.22%
10 人 超	30 人 以下	2,195	22.13%	64	26.56%
30 人 超	50 人 以下	2,140	21.57%	50	20.75%
50 人 超	100 人 以下	2,170	21.88%	50	20.75%
100 人 超	150 人 以下	870	8.77%	15	6.22%
150 人 超	200 人 以下	720	7.26%	14	5.81%
200 人 超	250 人 以下	620	6.25%	10	4.15%
250 人 超	300 人 以下	155	1.56%	3	1.24%
300 人 超		100	1.01%	4	1.66%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (人) 66.91

加重平均値 (人) 75.89

出典：中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

7. 業歴分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	5.0年 以下	177	1.78%	5	2.07%
5.0年 超	10.0年 以下	285	2.87%	8	3.32%
10.0年 超	15.0年 以下	385	3.88%	12	4.98%
15.0年 超	20.0年 以下	1,030	10.38%	21	8.71%
20.0年 超	25.0年 以下	380	3.83%	10	4.15%
25.0年 超	30.0年 以下	1,005	10.13%	22	9.13%
30.0年 超	40.0年 以下	1,890	19.05%	48	19.92%
40.0年 超	50.0年 以下	1,690	17.04%	43	17.84%
50.0年 超	60.0年 以下	1,663	16.76%	39	16.18%
60.0年 超	70.0年 以下	540	5.44%	12	4.98%
70.0年 超	100.0年 以下	655	6.60%	16	6.64%
100.0年 超		220	2.22%	5	2.07%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (年)	41.24
加重平均値 (年)	41.88

出典：中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

8. 与信歴分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	1.0年 以下	1,187	11.97%	28	11.62%
1.0年 超	2.0年 以下	205	2.07%	4	1.66%
2.0年 超	3.0年 以下	300	3.02%	7	2.90%
3.0年 超	4.0年 以下	220	2.22%	6	2.49%
4.0年 超	5.0年 以下	375	3.78%	7	2.90%
5.0年 超	6.0年 以下	320	3.23%	7	2.90%
6.0年 超	7.0年 以下	210	2.12%	4	1.66%
7.0年 超	8.0年 以下	400	4.03%	8	3.32%
8.0年 超	9.0年 以下	110	1.11%	4	1.66%
9.0年 超	10.0年 以下	245	2.47%	7	2.90%
10.0年 超	15.0年 以下	770	7.76%	23	9.54%
15.0年 超	20.0年 以下	800	8.06%	21	8.71%
20.0年 超	25.0年 以下	1,045	10.53%	26	10.79%
25.0年 超	30.0年 以下	1,823	18.38%	45	18.67%
30.0年 超		1,910	19.25%	44	18.26%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (年)	18.07
加重平均値 (年)	17.88

出典：中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

9. 資本の部分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	5 百万円 以下	10	0.10%	1	0.41%
5 百万円 超	10 百万円 以下	70	0.71%	4	1.66%
10 百万円 超	15 百万円 以下	105	1.06%	6	2.49%
15 百万円 超	20 百万円 以下	120	1.21%	5	2.07%
20 百万円 超	30 百万円 以下	175	1.76%	7	2.90%
30 百万円 超	40 百万円 以下	385	3.88%	9	3.73%
40 百万円 超	50 百万円 以下	167	1.68%	7	2.90%
50 百万円 超	60 百万円 以下	375	3.78%	9	3.73%
60 百万円 超	70 百万円 以下	173	1.74%	6	2.49%
70 百万円 超	80 百万円 以下	440	4.44%	9	3.73%
80 百万円 超	100 百万円 以下	425	4.28%	16	6.64%
100 百万円 超	150 百万円 以下	1,655	16.68%	37	15.35%
150 百万円 超	200 百万円 以下	905	9.12%	19	7.88%
200 百万円 超	300 百万円 以下	1,070	10.79%	28	11.62%
300 百万円 超	500 百万円 以下	1,550	15.63%	35	14.52%
500 百万円 超	1,000 百万円 以下	1,370	13.81%	28	11.62%
1,000 百万円 超	2,000 百万円 以下	585	5.90%	10	4.15%
2,000 百万円 超	3,000 百万円 以下	220	2.22%	3	1.24%
3,000 百万円 超	4,000 百万円 以下	80	0.81%	1	0.41%
4,000 百万円 超		40	0.40%	1	0.41%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (百万円) 332.88

加重平均値 (百万円) 414.16

出典: 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

10. 自己資本比率分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	2.0% 以下	40	0.40%	1	0.41%
2.0% 超	4.0% 以下	360	3.63%	10	4.15%
4.0% 超	6.0% 以下	365	3.68%	7	2.90%
6.0% 超	8.0% 以下	695	7.01%	16	6.64%
8.0% 超	10.0% 以下	1,143	11.52%	24	9.96%
10.0% 超	12.0% 以下	800	8.06%	19	7.88%
12.0% 超	14.0% 以下	495	4.99%	13	5.39%
14.0% 超	16.0% 以下	1,410	14.21%	29	12.03%
16.0% 超	18.0% 以下	600	6.05%	14	5.81%
18.0% 超	20.0% 以下	630	6.35%	14	5.81%
20.0% 超	30.0% 以下	1,702	17.16%	50	20.75%
30.0% 超	40.0% 以下	930	9.38%	20	8.30%
40.0% 超	50.0% 以下	270	2.72%	10	4.15%
50.0% 超		480	4.84%	14	5.81%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (%) 20.49

加重平均値 (%) 19.44

出典: 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

11. 有利子負債月商倍率分布

		金額(百万円)	比率(%)	債務者数	比率(%)
	1.0倍以下	185	1.86%	6	2.49%
1.0倍超	2.0倍以下	380	3.83%	13	5.39%
2.0倍超	3.0倍以下	1,020	10.28%	27	11.20%
3.0倍超	4.0倍以下	1,243	12.53%	26	10.79%
4.0倍超	5.0倍以下	692	6.98%	20	8.30%
5.0倍超	6.0倍以下	1,120	11.29%	28	11.62%
6.0倍超	7.0倍以下	975	9.83%	23	9.54%
7.0倍超	8.0倍以下	1,225	12.35%	24	9.96%
8.0倍超	9.0倍以下	470	4.74%	13	5.39%
9.0倍超	10.0倍以下	430	4.33%	11	4.56%
10.0倍超	11.0倍以下	220	2.22%	5	2.07%
11.0倍超	12.0倍以下	355	3.58%	7	2.90%
12.0倍超	13.0倍以下	480	4.84%	11	4.56%
13.0倍超	14.0倍以下	235	2.37%	5	2.07%
14.0倍超	15.0倍以下	235	2.37%	6	2.49%
15.0倍超	16.0倍以下	210	2.12%	5	2.07%
16.0倍超	17.0倍以下	110	1.11%	2	0.83%
17.0倍超	20.0倍以下	210	2.12%	4	1.66%
20.0倍超	30.0倍以下	0	0.00%	0	0.00%
30.0倍超	60.0倍以下	100	1.01%	4	1.66%
60.0倍超		25	0.25%	1	0.41%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (倍) 7.58

加重平均値 (倍) 7.49

出典: 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

12. 売上高経常利益率分布

		金額(百万円)	比率(%)	債務者数	比率(%)
	0.1%以下	350	3.53%	7	2.90%
0.1%超	0.2%以下	445	4.49%	8	3.32%
0.2%超	0.3%以下	495	4.99%	11	4.56%
0.3%超	0.4%以下	230	2.32%	7	2.90%
0.4%超	0.7%以下	1,170	11.79%	28	11.62%
0.7%超	1.0%以下	875	8.82%	23	9.54%
1.0%超	1.3%以下	640	6.45%	13	5.39%
1.3%超	1.6%以下	693	6.99%	15	6.22%
1.6%超	2.0%以下	695	7.01%	17	7.05%
2.0%超	2.5%以下	660	6.65%	17	7.05%
2.5%超	3.0%以下	580	5.85%	12	4.98%
3.0%超	3.5%以下	390	3.93%	11	4.56%
3.5%超	4.0%以下	320	3.23%	8	3.32%
4.0%超	5.0%以下	790	7.96%	20	8.30%
5.0%超	8.0%以下	665	6.70%	23	9.54%
8.0%超	14.0%以下	677	6.82%	14	5.81%
14.0%超	20.0%以下	100	1.01%	2	0.83%
20.0%超		145	1.46%	5	2.07%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (%) 3.25

加重平均値 (%) 3.08

出典: 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

13. 売上高支払利息割引率分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	0.2% 以下	175	1.76%	5	2.07%
0.2% 超	0.4% 以下	620	6.25%	18	7.47%
0.4% 超	0.6% 以下	950	9.58%	24	9.96%
0.6% 超	0.8% 以下	1,208	12.18%	31	12.86%
0.8% 超	1.0% 以下	1,170	11.79%	29	12.03%
1.0% 超	1.2% 以下	1,120	11.29%	27	11.20%
1.2% 超	1.4% 以下	672	6.77%	16	6.64%
1.4% 超	1.6% 以下	715	7.21%	15	6.22%
1.6% 超	1.8% 以下	650	6.55%	14	5.81%
1.8% 超	2.0% 以下	375	3.78%	9	3.73%
2.0% 超	2.2% 以下	405	4.08%	12	4.98%
2.2% 超	2.5% 以下	570	5.75%	12	4.98%
2.5% 超	3.0% 以下	380	3.83%	9	3.73%
3.0% 超	3.5% 以下	425	4.28%	9	3.73%
3.5% 超	4.0% 以下	75	0.76%	2	0.83%
4.0% 超	5.0% 以下	130	1.31%	2	0.83%
5.0% 超	7.0% 以下	220	2.22%	4	1.66%
7.0% 超		60	0.60%	3	1.24%
合計		9,920	100.00%	241	95.44%

単純平均値	(%)	1.45
加重平均値	(%)	1.49

出典: 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

14. インタレスト・カバレッジレシオ分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	0.0 倍 以下	175	1.76%	5	2.07%
0.0 倍 超	0.5 倍 以下	425	4.28%	11	4.56%
0.5 倍 超	1.0 倍 以下	800	8.06%	19	7.88%
1.0 倍 超	2.0 倍 以下	3,660	36.90%	79	32.78%
2.0 倍 超	3.0 倍 以下	1,798	18.13%	42	17.43%
3.0 倍 超	4.0 倍 以下	680	6.85%	19	7.88%
4.0 倍 超	5.0 倍 以下	520	5.24%	15	6.22%
5.0 倍 超	6.0 倍 以下	325	3.28%	10	4.15%
6.0 倍 超	7.0 倍 以下	400	4.03%	11	4.56%
7.0 倍 超	8.0 倍 以下	292	2.94%	7	2.90%
8.0 倍 超	9.0 倍 以下	140	1.41%	4	1.66%
9.0 倍 超	10.0 倍 以下	150	1.51%	4	1.66%
10.0 倍 超	20.0 倍 以下	180	1.81%	8	3.32%
20.0 倍 超	30.0 倍 以下	150	1.51%	3	1.24%
30.0 倍 超		225	2.27%	4	1.66%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値	(倍)	3.88
加重平均値	(倍)	3.67

(注) インタレスト・カバレッジレシオ = (償却後営業利益 + 受取利息 + 配当金) ÷ 支払利息・割引料

出典: 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

第3. 信託財産を構成する信託債権の状況

1. 信託財産を構成する資産の信託債権の管理の概況

信託債権の発生及びその信託設定が、信託受益権の発行と同時に行われるため、管理資産を構成する資産の管理の概況については記載する内容がありません。

2. 損失及び延滞の状況

信託債権の発生及びその信託設定が、信託受益権の発行と同時に行われるため、管理資産を構成する資産に係る損失及び延滞の状況については記載する内容がありません。なお、信託債権に関する今後の損失及び延滞の参考資料として以下を掲げます。

信託債権の信用に関する情報

- 表示中の各数値は、表示未満を四捨五入しているため、各数値の和と合計の数値が一致しないことがあります。
- 貸付金額の単位は百万円です。
- 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計した表等につきましては、これらのもととなるデータの正確性を日興シティが保証するものではありません。

1. CRDモデル3 累積1年デフォルト確率分布

		金額(百万円)	比率(%)	債務者数	比率(%)
	0.1% 以下	615	6.20%	20	8.30%
0.1% 超	0.2% 以下	1,150	11.59%	33	13.69%
0.2% 超	0.3% 以下	1,300	13.10%	34	14.11%
0.3% 超	0.4% 以下	845	8.52%	21	8.71%
0.4% 超	0.5% 以下	835	8.42%	22	9.13%
0.5% 超	0.6% 以下	720	7.26%	18	7.47%
0.6% 超	0.7% 以下	787	7.93%	17	7.05%
0.7% 超	0.8% 以下	815	8.22%	16	6.64%
0.8% 超	0.9% 以下	765	7.71%	16	6.64%
0.9% 超	1.0% 以下	418	4.21%	10	4.15%
1.0% 超	1.1% 以下	325	3.28%	6	2.49%
1.1% 超	1.2% 以下	240	2.42%	4	1.66%
1.2% 超	1.3% 以下	110	1.11%	3	1.24%
1.3% 超	1.4% 以下	260	2.62%	6	2.49%
1.4% 超	1.5% 以下	225	2.27%	5	2.07%
1.5% 超	1.6% 以下	150	1.51%	3	1.24%
1.6% 超	1.7% 以下	0	0.00%	0	0.00%
1.7% 超	1.8% 以下	130	1.31%	2	0.83%
1.8% 超	1.9% 以下	50	0.50%	1	0.41%
1.9% 超	2.0% 以下	80	0.81%	1	0.41%
2.0% 超		100	1.01%	3	1.24%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (%) 0.57

加重平均値 (%) 0.62

出典: 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

2. RDB中小企業クレジットモデル デフォルト確率分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	0.1% 以下	305	3.07%	11	4.56%
0.1% 超	0.2% 以下	885	8.92%	21	8.71%
0.2% 超	0.3% 以下	995	10.03%	32	13.28%
0.3% 超	0.4% 以下	800	8.06%	19	7.88%
0.4% 超	0.5% 以下	705	7.11%	19	7.88%
0.5% 超	0.6% 以下	635	6.40%	13	5.39%
0.6% 超	0.7% 以下	675	6.80%	15	6.22%
0.7% 超	0.8% 以下	905	9.12%	20	8.30%
0.8% 超	0.9% 以下	538	5.42%	13	5.39%
0.9% 超	1.0% 以下	470	4.74%	10	4.15%
1.0% 超	1.1% 以下	900	9.07%	18	7.47%
1.1% 超	1.2% 以下	290	2.92%	6	2.49%
1.2% 超	1.3% 以下	175	1.76%	4	1.66%
1.3% 超	1.4% 以下	190	1.92%	6	2.49%
1.4% 超	1.5% 以下	115	1.16%	3	1.24%
1.5% 超	1.6% 以下	290	2.92%	7	2.90%
1.6% 超	1.7% 以下	180	1.81%	5	2.07%
1.7% 超	1.8% 以下	27	0.27%	1	0.41%
1.8% 超	1.9% 以下	90	0.91%	2	0.83%
1.9% 超	2.0% 以下	165	1.66%	3	1.24%
2.0% 超		585	5.90%	13	5.39%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (%) 0.78

加重平均値 (%) 0.82

出典: 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

3. リスクカルク日本版v3.1 デフォルト確率分布

		金額 (百万円)	比率 (%)	債務者数	比率 (%)
	0.1% 以下	415	4.18%	12	4.98%
0.1% 超	0.2% 以下	950	9.58%	27	11.20%
0.2% 超	0.3% 以下	1,615	16.28%	40	16.60%
0.3% 超	0.4% 以下	2,020	20.36%	46	19.09%
0.4% 超	0.5% 以下	1,617	16.30%	35	14.52%
0.5% 超	0.6% 以下	870	8.77%	21	8.71%
0.6% 超	0.7% 以下	320	3.23%	9	3.73%
0.7% 超	0.8% 以下	268	2.70%	8	3.32%
0.8% 超	0.9% 以下	320	3.23%	6	2.49%
0.9% 超	1.0% 以下	355	3.58%	9	3.73%
1.0% 超	1.1% 以下	280	2.82%	6	2.49%
1.1% 超	1.2% 以下	185	1.86%	4	1.66%
1.2% 超	1.3% 以下	60	0.60%	3	1.24%
1.3% 超	1.4% 以下	80	0.81%	2	0.83%
1.4% 超	1.5% 以下	290	2.92%	5	2.07%
1.5% 超	1.6% 以下	0	0.00%	0	0.00%
1.6% 超	1.7% 以下	50	0.50%	2	0.83%
1.7% 超	1.8% 以下	40	0.40%	1	0.41%
1.8% 超	1.9% 以下	30	0.30%	1	0.41%
1.9% 超	2.0% 以下	50	0.50%	1	0.41%
2.0% 超		105	1.06%	3	1.24%
合計		9,920	100.00%	241	100.00%

単純平均値 (%) 0.51

加重平均値 (%) 0.52

出典: 中小企業金融公庫より提供を受けたデータをもとに日興シティが集計

第4. 信託財産を構成する貸付債権について

1. 募集要項

本信託契約に基づきみずほ信託に信託譲渡される貸付債権は、募集要項に基づき実施されたものです。募集要項には、下記の内容が記載されております。

平成19年12月CLO（買取型キャッシュ方式）募集要項

1 募集期間

平成19年9月25日（火）から平成19年11月15日（木）までとする。

2 貸付先の対象要件

次の(1)～(6)の全てを満たす先とする。

- (1) 中小企業金融公庫法第2条に規定する中小企業者であること。
- (2) 青色申告者であり、法人税及び社会保険料に未納がないこと。
- (3) 原則として、業歴3年以上であり、かつ、2期連続の正常決算（各12ヶ月のもの。ただし、期中に合併等を行っているものについては、合併等が事業内容に大きな影響を与えていないものに限る）を有すること。

(4) 数値基準

原則として、提出を受けた直近決算の数値が、次の各号の全てを満たしていること。

- イ 債務超過でないこと又は債務超過である場合には償却前経常利益が黒字であること。
 - ロ 償却前経常利益が黒字であること又は経常収支（注1）が黒字であること。
- ハ 今次申込額の月商倍率（今次申込額／平均月商）が2倍以下であること。

ニ 参加金融機関等が独自に数値基準を設定する場合は、当該数値基準を満たすこと。

（注1） 経常収支＝償却前経常利益－受取手形増減－売掛金増減－棚卸資産増減＋支払手形増減（除く設備分）＋買掛金増減

- (5) 参加金融機関等の与信取引が新規の場合、原則として公認会計士若しくは監査法人のいずれかの監査証明の提出を受けられること又は日本税理士会連合会の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストの提出を受けられること。
- (6) 参加金融機関等の審査と中小公庫の審査のいずれをも通過すること。

3 貸付けの要件

(1) 資金使途

設備資金及び長期運転資金とする。ただし、原則として旧債返済資金は認めない。

(2) 貸付の方法

証書貸付とする。

(3) 貸付金額の上限及び下限

貸付金の限度額は、1貸付先につき1千万円以上1億5千万円以下の範囲において、参加金融機関等が定める額とする。ただし、貸付金は100万円単位とする。

なお、関連会社（注）と合わせた貸付金の合計額は1億5千万円以下とする。

(注) 関連会社とは、経営陣、株主構成、取引関係及び金融・債務保証関係からみて申込先と一つの企業集団を構成しているとみられるものをいう。

(4) 利率

未定。ただし、固定利率とする。
なお、利率の上限は年 10%とする。

(5) 利息の支払方法

3 ヶ月ごとの前払方式とする。

(6) 償還期限

平成 24 年 12 月 20 日（予定）とする。

(7) 償還の方法

元金均等償還とする。平成 20 年 3 月 20 日を第 1 回償還とし、以後 3 ヶ月ごとの割賦償還とする（償還回数は全 20 回）。

(8) 担保

担保は徴さない。

(9) 保証人

経営者及び実質的に経営を支配している者以外の保証人は徴さない。

(10) 貸付けの実行予定日

貸付けの実行予定日（注）は、平成 19 年 12 月 26 日（水）とする。ただし、市場環境等により変更されることがあるものとする。

（注）貸付けの実行予定日とは貸付金の払出日とする。

(11) その他

貸付先数若しくは貸付総額が一定数以上に満たない場合又は金融環境等が大幅に変化した場合、本 CLO 案件は中止されることがあるものとする。

平成 19 年 12 月 CLO（自己型方式）募集要項

1 募集期間

平成 19 年 10 月 1 日（月）から平成 19 年 11 月 15 日（木）までとする。

2 貸付先の対象要件

(1) 数値基準等

イ 中小企業金融公庫法第 2 条に規定する中小企業者であること。

ロ 青色申告者であり、法人税及び社会保険料に未納がないこと。

ハ 原則として、業歴 3 年以上であり、かつ、2 期連続の正常決算（各 12 ヶ月のもの。ただし、期中に合併等を行っているものについては、合併等が事業内容に大きな影響を与えていないものに限る）を有すること。

ニ 原則として、提出を受けた直近 2 期の決算の数値が、次の各号の全てを満たしていること。

(イ) 債務超過でないこと。

(ロ) 経常利益を計上していること。

(ハ) 今次申込額の月商倍率（今次申込額／平均月商）が 2 倍以下であること。

(2) 審査基準

中小公庫の審査により利用の妥当性が認められる先であること。

3 貸付けの要件

(1) 資金使途

長期運転資金とする。

(2) 貸付金額の上限及び下限

1 貸付先につき 1 千万円以上 8 千万円以下とする。ただし、貸付金は 100 万円単位とする。
なお、関連会社(注)と合わせた貸付金の合計額は 8 千万円以下とする。

(注) 関連会社とは、経営陣、株主構成、取引関係及び金融・債務保証関係からみて申込先と一つの企業集団を構成しているとみられるものをいう。

(3) 利率

未定。ただし、固定利率とする。
なお、利率の上限は年 10%とする。

(4) 利息の支払方法

3 ヶ月ごとの前払方式とする。

(5) 償還期限

平成 24 年 12 月 20 日(予定)とする。

(6) 償還の方法

元金均等償還とする。平成 20 年 3 月 20 日を第 1 回償還とし、以後 3 ヶ月ごとの割賦償還とする(償還回数は全 20 回)。

(7) 担保

担保は徴さない。

(8) 保証人

保証人は徴さない。

(9) 貸付けの実行予定日

貸付けの実行予定日(注)は、平成 19 年 12 月 26 日(水)とする。ただし、市場環境等により変更されることがあるものとする。

(注) 貸付けの実行予定日とは貸付金の払出日とする。

(10) その他

貸付先数若しくは貸付総額が一定数以上に満たない場合又は金融環境等が大幅に変化した場合、本 CLO 案件は中止されることがあるものとする。

2. 貸付債権に関する表明及び保証

中小公庫とみずほ信託は、本信託契約の締結日及び信託設定日において、信託される各貸付債権(信託債権)に関して、以下の事項が真実に相違ないことを前提に本信託契約を締結しています。また、その前提として、中小公庫は、本貸付債権売買契約において、売主である各参加金融機関から、各貸付債権に関して同内容の事項が真実に相違ないことにつき表明及び保証を受けています。

(1) 本金銭消費貸借契約は日本法を準拠法とし、当該契約の締結及び履行は重要な事項において

法令又は規制に違反していないこと。

- (2) 信託債権並びに本金銭消費貸借契約上の権利及び義務は、いずれも移転又は譲渡が禁止されず、かつ、当該移転又は譲渡について、原債務者に対する事前の通知又は原債務者の承諾を必要としないこと。
- (3) 本金銭消費貸借契約（関連契約を含みます。）は、本信託契約に添付される「金銭消費貸借契約証書」（追加約定書を含みます。）の様式により行うものとし、かつ、当該金銭消費貸借契約の内容について重大な変更、追加又は削除を行う旨の合意がなされていないこと。
- (4) 信託債権は、当該信託債権を貸し付けた取扱参加金融機関それぞれに適用される募集要項に掲げる要件のすべてを満たしており、かつ、当該各取扱参加金融機関の通常の与信基準に照らして適合的であること。
- (5) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権（中小公庫が貸し付けた取扱債権（イ）を除きます。以下、本号において同じ。）の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関（中小公庫を除きます。以下、本号において同じ。）の権利及び信託債権は、取扱参加金融機関のみに帰属し、取扱参加金融機関のみが信託債権に関する一切の処分権限を有すること。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は委託者のみに帰属し、委託者のみが信託債権に関する一切の処分権限を有すること。委託者が貸し付けた取扱債権（イ）については、本信託契約締結日及び信託設定日において、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び取扱債権（イ）は委託者のみに帰属し、委託者のみが取扱債権（イ）に関する一切の処分権限を有すること。
- (6) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による信託債権（委託者が貸し付けた取扱債権（イ）を除きます。以下、本号において同じ。）の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関（委託者を除きます。以下、本号において同じ。）の権利及び信託債権は、担保（一般担保を除きます。）又はその予約の対象になっていないこと。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は、担保（一般担保を除きます。）又はその予約の対象になっていないこと。委託者が貸し付けた取扱債権（イ）については、本信託契約締結日及び信託設定日において、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び取扱債権（イ）は、担保（一般担保を除きます。）又はその予約の対象になっていないこと。
- (7) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による信託債権（委託者が貸し付けた取扱債権（イ）を除きます。以下、本号において同じ。）の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関（委託者を除きます。以下、本号において同じ。）の権利及び信託債権は、委託者以外の第三者に対して移転、譲渡その他処分がなされておらず、かつ、取扱参加金融機関が委託者以外の第三者のために将来そのような処分を行う旨の義務を負っていないこと。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は、第三者に対して移転、譲渡その他処分がなされておらず、かつ、委託者が第三者のために将来そのような処分を行う旨の義務を負っていないこと。委託者が貸し付けた取扱債権（イ）については、本信託契約締結日及び信託設定日において、本金銭消費貸借契約

上の委託者の権利及び取扱債権（イ）は、第三者に対して移転、譲渡その他処分がなされておらず、かつ、委託者が第三者のために将来そのような処分を行う旨の義務を負っていないこと。

- (8) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による信託債権（委託者が貸し付けた取扱債権（イ）を除きます。以下、本号において同じ。）の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関（委託者を除きます。以下、本号において同じ。）の権利及び信託債権は、差押又は仮差押、その他保全処分、滞納処分又は強制執行処分の対象となっていないこと。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は、差押又は仮差押、その他保全処分、滞納処分又は強制執行処分の対象となっていないこと。委託者が貸し付けた取扱債権（イ）については、本信託契約締結日及び信託設定日において、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び取扱債権（イ）は、差押又は仮差押、その他保全処分、滞納処分又は強制執行処分の対象となっていないこと。
- (9) 信託債権について、本金銭消費貸借契約に規定する期限の利益喪失事由が生じていないこと。
- (10) 本金銭消費貸借契約は正当に権限ある者により締結され、信託債権は原債務者に対して当該金銭消費貸借契約の条項に従って強制執行可能な原債務者の適法、有効かつ拘束力のある義務を構成し、かつ、執行可能であること。原債務者は、当該金銭消費貸借契約の成立若しくは有効性又は当該金銭消費貸借契約上負担する債務金額について争っておらず、また原債務者は、債権に対する無効、取消し、解除、相殺（本金銭消費貸借契約に基づき、当該債権が貸付けを行った参加金融機関に再譲渡された際に復活する原債務者が有する貸付人に対する相殺の抗弁を除きます。）その他一切の抗弁を有するものではないこと。
- (11) 本金銭消費貸借契約に基づき、取扱参加金融機関から原債務者に対して、当該金銭消費貸借契約の実行日において貸付金が全額交付されており、取扱参加金融機関は追加の資金交付の義務を負っていないこと。
- (12) 「平成 19 年 12 月 C L O（買取型キャッシュ方式）募集要項」が適用される取扱債権が本貸付債権売買契約の規定をいずれも満たすこと。

第 5. 信託財産を構成する貸付債権の移転等

1. 中小公庫及びみずほ信託は、信託の目的に従って中小公庫の保有する貸付債権並びに本基本契約第 6 条第 4 項又は第 17 条第 6 項に基づき貸付債権の買取がなされなかった場合には当該貸付債権の元本予定額相当額の金銭（以下「除外元本」といいます。）及び本基本契約第 6 条第 4 項又は第 17 条第 6 項に基づく損害金相当額の金銭（以下「除外収益」といい、除外元本と併せて「除外金額」といいます。）をみずほ信託に対して担保目的によらず真正に譲渡し、それにより信託法第 1 条に規定する信託を設定する意図をもって、本信託契約に基づく信託及びその引受けを行います。
2. 中小公庫は、参加金融機関（中小公庫を除きます。）より譲り受けた貸付債権及び自己が貸し付けた取扱債権（イ）並びにこれらに付帯する一切の権利並びに除外金額（もしあれば）を、信託設定日にみずほ信託に移転することによりこれらを信託し、みずほ信託はこれを引き受けました。
3. 中小公庫は、信託債権の全部又は一部が取立不能とされる場合においても、かかる信託債権の支払に関し、みずほ信託に対し何らの責任を負うものではありません。

第 6. 信託元本及び収益の定義

1. 信託元本
本信託においては、信託債権の元本及びその価値代替物並びに除外元本を信託元本とします。
2. 信託収益
本信託においては、利息、損害金その他信託財産から生じる利益及びその価値代替物並びに除外収益を信託収益とします。

第7. 信託財産を構成する信託債権の回収方法

みずほ信託は本債権管理回収業務委託契約に基づき中小公庫に対して、さらに中小公庫は本債権管理回収業務再委託契約に基づき各参加金融機関（中小公庫を除きます。）に対して、信託債権たる貸付債権の管理回収事務を委任しております。各参加金融機関は、これに基づき善良なる管理者の注意をもって、受益者のために忠実に貸付債権の管理回収を行います。

中小公庫は、みずほ信託が制定する信託債権回収マニュアル（平成19年12月CL0(自己型方式)用）（以下「信託債権回収マニュアル（平成19年12月CL0(自己型方式)用）」といいます。）に従い、また、参加金融機関（中小公庫を除きます。以下、「第7. 信託財産を構成する信託債権の回収方法」において同じ。）は、中小公庫の委託を受け、みずほ信託が制定する信託債権回収マニュアル（以下「信託債権回収マニュアル」といいます。）に従い、信託債権の管理回収事務等を遂行します。

なお、元金の返済及び利息の通常の支払は、各本金銭消費貸借契約上の支払期日において、各本金銭消費貸借契約に基づく指定預金口座からの引落しの方法により回収されます。

みずほ信託は、計算期日を基準日として、みずほ信託が別途定める信託財産の状況に関する報告書を作成し、計算期日後遅滞なく各受益者に交付します。

1. 参加金融機関の場合

(a) 通常の回収に関する事務

- (i) 参加金融機関は、各本金銭消費貸借契約上の元本及び利息の支払期日に、債務者の指定口座からの口座引落その他の方法により元本及び利息を回収します。
- (ii) 参加金融機関は、回収期間内に債務者から回収した元本、利息及びその他回収金（期限前返済の元本、利息及び損害金等）を取りまとめ、回収状況報告日に回収状況等の報告をした上で、回収金支払日に回収金口座へ送金します。ただし、初回については、信託設定日まで回収した回収金等（証券化費用は含みません。）を信託設定日に回収金口座へ送金します。

(b) 延滞債権等に関する事務

- (i) 参加金融機関は、信託債権について、次の①号又は②号に定める事由が生じた場合には、中小公庫及びみずほ信託に対し、遅滞なくその事実を報告します。
 - ① 信託債権の原債務者からの信託債権の期限前返済の通知があった場合その他信託債権の原債務者に対し何らかの諸変更・諸手続が必要となった場合
 - ② 本金銭消費貸借契約に定める期限の利益喪失事由の発生その他信託債権の取立不能、若しくはそのおそれがあると認められる場合
- (ii) 原債務者が信託債権の元本の返済又は利息の支払を遅滞した場合には、参加金融機関は、信託債権につき延滞が判明した時点で、遅滞が事務上の過誤に起因することが明らかで、直ちに支払いがなされることが確実である場合を除き、口頭で債務者及び連帯保証人に対し支払いを督促します。かかる督促にもかかわらず当該元本の返済又は利息の支払が3ヶ月以上なされない場合、参加金融機関は、速やかに当該延滞・デフォルト債権に係る方針申請書兼承諾書（以下、「延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書」と

います。)を中小公庫あてに提出することとします。また、その後も返済がなされない状況が継続した場合は、参加金融機関は、3ヶ月毎に延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を上記と同様の方法で中小公庫あてに提出します。参加金融機関は、下記(iii)~(iv)により期限の利益を喪失した先についても、完済となるまでは、3ヶ月毎に延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を提出することとします。なお、当該報告対象となるデフォルト債権について、参加金融機関が現状有姿交付を受けた場合には、以降は当該債権に係る報告書の提出は不要となります。

- (iii) 本金銭消費貸借契約第9条第1項(以下、「当然喪失事由」といいます。)及び第2項(以下、「請求喪失事由」といいます。)に定める期限の利益喪失事由が生じた場合、参加金融機関は、速やかに延滞デフォルト債権に係る方針申請書兼承諾書を中小公庫あてに提出します。中小公庫は速やかにその対応を決定し、延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を当該参加金融機関あてに送付します。当該参加金融機関は、当然喪失事由に該当する場合は、中小公庫の回答を待たずに、以下に定める期限の利益喪失手続きを行います。ただし請求喪失事由に該当する場合は、中小公庫から受領する延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書に基づいて当該手続きを実施するものとします。

(イ)参加金融機関は、期限の利益喪失通知書を作成し、当該原案に当該参加金融機関の支店長印を押印し、中小公庫及びみずほ信託あてに以下の書類とともにFAXにて送付します。〈書類〉(a)当該債務者に係る「金銭消費貸借契約書」、(b)期限の利益喪失に関する証拠書類(破産手続開始等の通知書、弁護士からの管財人受任通知書等)

(ロ)中小公庫は前記の書面の内容を確認しその結果を参加金融機関に通知します。参加金融機関は、かかる通知の結果に基づき債務者(破産管財人が選任されている場合は破産管財人)及び連帯保証人あてに配達証明付き内容証明郵便で送付する方法等により、期限の利益喪失を行います。事後、参加金融機関は、①繰上償還の指示を行った旨を記載した延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を中小公庫あてに提出することとし、②あわせて、期限の利益喪失及びその日付けが確認できる書類(内容証明郵便の控え1通及び配達証明はがき等の写し)を、みずほ信託及び中小公庫あてFAXにて速やかに提出することとします。

なお、繰上償還の指示を行わず、その後も請求による期限の利益喪失事由に該当し続けている場合も、前回報告書提出後3ヶ月毎に延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を中小公庫あてに提出することとします。

- (iv) 参加金融機関は、本信託契約に従い、ジュニア劣後受益権者としてデフォルト権の現状有姿交付を受けようとする場合は、「現状有姿交付申請書」を作成のうえ、その原本をみずほ信託あて、その写しを中小公庫あてに提出することとします。みずほ信託は、この場合、中小公庫の指示を受け、「現状有姿交付通知書」をもって参加金融機関に通知し、中小公庫あてにその写しを送付します。なお、参加金融機関は、現状有姿交付を受ける場合は、「債権者変更のお知らせ」を作成し、みずほ信託あて「調印依頼書」をもって調印を申請するものとします。調印後、みずほ信託は「債権者変更のお知らせ」の原本を参加金融機関あて、その写しを中小公庫あてに送付します。参加金融機関は調印済みの「債権者変更のお知らせ」につき配達証明付き内容証明郵便で債務者に送付します。

2. 中小公庫の場合

(a) 通常の回収に関する事務

- (i) 中小公庫は、各本金銭消費貸借契約上の元本及び利息の支払期日に、債務者の指定口座からの口座引落その他の方法により元本及び利息を回収します。
- (ii) 中小公庫は、回収期間内に債務者から回収した元本、利息及びその他回収金（期限前返済の元本、利息及び期限前弁済手数料等）を取りまとめ、回収状況報告日に回収状況等の報告をした上で、回収金支払日に回収金口座へ送金します。ただし、初回については、信託設定日までに回収した回収金等（証券化費用は含みません。）を信託設定日に回収金口座へ送金します。

(b) 延滞債権等に関する事務

- (i) 中小公庫は、信託債権について、次の①号又は②号に定める事由が生じた場合には、みずほ信託に対し、遅滞なくその事実をみずほ信託に報告します。
 - ① 信託債権の原債務者からの信託債権の期限前返済の通知があった場合その他信託債権の原債務者に対し何らかの諸変更・諸手続が必要となった場合
 - ② 本金銭消費貸借契約に定める期限の利益喪失事由の発生その他信託債権の取立不能、若しくはそのおそれがあると認められる場合
- (ii) 原債務者が信託債権の元本の返済又は利息の支払を遅滞した場合には、中小公庫は、信託債権につき延滞が判明した時点で、遅滞が事務上の過誤に起因することが明らかで、直ちに支払いがなされることが確実である場合を除き、口頭で債務者及び連帯保証人に対し支払いを督促します。かかる督促にもかかわらず当該元本の返済又は利息の支払が3ヶ月以上なされない場合、中小公庫は、速やかに当該延滞・デフォルト債権に係る方針申請書兼承諾書（以下、「延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書」といいます。）をみずほ信託あてに提出することとします。また、その後も返済がなされない状況が継続した場合は、中小公庫は、3ヶ月毎に延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を上記と同様の方法でみずほ信託あて提出します。中小公庫は、下記(iii)～(iv)により期限の利益を喪失した先についても、完済となるまでは、3ヶ月毎に延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を提出することとします。なお、当該報告対象となるデフォルト債権について、中小公庫が現状有姿交付を受けた場合には、以降は当該債権に係る報告書の提出は不要となります。みずほ信託は、延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を受領した場合は、中小公庫の下した決定についての応諾の可否を延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書に記載のうえ、中小公庫に回答します。
- (iii) 本金銭消費貸借契約第9条第1項（以下、「当然喪失事由」といいます。）及び第2項（以下、「請求喪失事由」といいます。）に定める期限の利益喪失事由が生じた場合、中小公庫は、速やかにその対応を決定し、延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書をみずほ信託あて送付します。中小公庫は、当然喪失事由に該当する場合は、みずほ信託の回答を待たずに、以下に定める期限の利益喪失手続きを行います。ただし請求喪失事由に該当する場合はみずほ信託から受領する延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書に基づいて当該手続きを実施するものとします。

(イ) 中小公庫は、期限の利益喪失通知書を作成し、当該原案に中小公庫の担当部署が押印し、みずほ信託あてに以下の書類とともに FAX にて送付します。＜書類＞ (a) 当該債務者に係る「金銭消費貸借契約書」、(b) 期限の利益喪失に関する証拠書類（破産手続開始等の通知書、弁護士からの管財人受任通知書等）

(ロ) 中小公庫は、(イ)により作成した文書を配達証明付き内容証明郵便で債務者（破産管財人が選任されている場合は破産管財人）及び連帯保証人あてに送付する方法等により、期限の利益喪失を行います。事後、中小公庫は、①繰上償還の指示を行った旨を記載した延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書をみずほ信託あてに提出することとし、②あわせて、期限の利益喪失及びその日付けが確認できる書類（内容証明郵便の控え 1 通及び配達証明はがき等の写し）を、みずほ信託あて FAX にて速やかに提出することとします。

なお、繰上償還の指示を行わず、その後も請求による期限の利益喪失事由に該当し続けている場合も、前回報告書提出後 3 ヶ月毎に延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書をみずほ信託あてに提出することとします。

- (iv) 中小公庫は、本信託契約に従い、ジュニア劣後受益権者としてデフォルト債権の現状有姿交付を受けようとする場合は、「現状有姿交付申請書」を作成のうえ、その原本をみずほ信託あて提出することとします。みずほ信託は、「現状有姿交付通知書」を中小公庫あて送付します。なお、中小公庫は、現状有姿交付を受ける場合は、「債権者変更のお知らせ」を作成し、みずほ信託あて「調印依頼書」をもって調印を申請するものとします。調印後、みずほ信託は「債権者変更のお知らせ」の原本を中小公庫あてに送付します。中小公庫は調印済みの「債権者変更のお知らせ」につき配達証明付き内容証明郵便で債務者に送付します。

第8. 信託財産からの支出

1. 各勘定の定義

(1) 回収金勘定

みずほ信託が、信託債権から回収される回収金等を受取る際に記帳され、下記に記載する元本勘定及び利息勘定への振替の基となる勘定をいいます。

(2) 元本勘定

受益者への元本償還及び信託配当の支払並びに費用の支払等を行うために管理している勘定で、みずほ信託が信託に係る計算を行うにあたり、信託債権の回収金等のうち元本相当額につき回収金勘定から振替え、下記「2. 支払又は積立の順序」以下の条項に従って支払又は振替が行われる都度減額又は増額される勘定をいいます。

(3) 利息勘定

受益者への元本償還及び信託配当の支払並びに費用の支払等を行うために管理している勘定で、みずほ信託が信託に係る計算を行うにあたり、信託における運用利息の記帳並びに、信託債権の回収金等のうち元本相当額以外の金額につき回収金勘定から振替え、下記「2. 支払又は積立の順序」以下の条項に従って支払又は振替が行われる都度減額又は増額される勘定をいいます。

2. 支払又は積立の順序

(1) 予定最終償還日前の支払

(i) 利息勘定からの支払

(a) みずほ信託は、各計算期日において、当該計算期日において利息勘定に記帳されている残高から、当該計算期日において当該計算期日における利息金等留保金額（末尾付則 4 に従って計算されます。）を控除した金額を上限として、以下の各号の順に、本信託契約に定めるところに従い、第①号ないし第⑥号についてはそれぞれ受領すべき権利を有する者及び支払の相手方に支払い、第⑦号ないし第⑮号については各受益者に交付します。ただし、第①号ないし第⑥号について、当該計算期日前に支払期日の到来するものは、みずほ信託は利息勘定内の金銭からその都度支払うことができるものとします。なお、第⑩号ないし第⑮号の各受益権に対する配当の支払又は元本の交付は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとし、第⑬号ないし第⑮号の各受益権に対する配当の支払又は元本の交付は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとします。

- ① 直前の計算期日までに未払の信託財産に係る租税その他信託業務を処理するために必要な諸費用
- ② 当該計算期日に係る計算期間の信託財産に係る租税その他信託業務を処理するために必要な諸費用
- ③ 直前の計算期日までに未払の信託報酬
- ④ 当該計算期日に収受すべき信託報酬
- ⑤ 直前の計算期日までに未払の本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料

- ⑥ 当該計算期日に支払うべき本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料
- ⑦ 優先受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑧ 優先受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑨ 支払うべき優先受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(ii) 元本勘定からの支払(a)」第②号、第③号の順に支払うものとします。）。
- ⑩ メザニン受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑪ メザニン受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑫ 支払うべきメザニン受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(ii) 元本勘定からの支払(a)」第⑤号、第⑥号の順に支払うものとします。）
- ⑬ シニア劣後受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑭ シニア劣後受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑮ 支払うべきシニア劣後受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(ii) 元本勘定からの支払(a)」第⑧号、第⑨号の順に支払うものとします。）
- ⑯ 残額の利息勘定への留保

(b) 前項に基づき、受益者に対して元本の交付がなされたとき、交付された金額について当該受益権の元本がそれぞれ減少するものとします。

(ii) 元本勘定からの支払

(a) みずほ信託は、予定最終償還日前の各計算期日において、当該計算期日において元本勘定に記帳されている残高から当該計算期日における元本留保金額（末尾付則 5 に従って計算されます。）を控除した金額を上限として、以下の各号の順に、本信託契約に定めるところに従い、費用等の支払い、元本の交付、又は配当の支払を行うものとします。ただし、第④号ないし第⑨号の各受益権に対する元本の交付又は配当の支払は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとし、第⑦号ないし第⑨号の各受益権に対する元本の交付又は配当の支払は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとします。なお、優先受益権及びメザニン受益権に対する元本の交付は、1口当たり 1,000 円単位で、シニア劣後受益権及び各ジュニア劣後受益権に対する元本の交付は、各受益権当たり 1,000 円単位でそれぞれ行われるものとし、1,000 円に満たないために交付されない金銭は元本勘定に留保されます。

- ① 前記「(i) 利息勘定からの支払(a)」第①号ないし第⑧号により支払うべき又は留保すべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(i) 利息勘定からの支払(a)」第①号から第⑧号まで順に支払うものとします。）

- ② 優先受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ③ 優先受益権の当該計算期日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の額は末尾付則 3 に定められます。）
- ④ 前記「(i) 利息勘定からの支払(a)」第⑩号及び第⑪号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(i) 利息勘定からの支払(a)」第⑩号、第⑪号の順に支払うものとします。）
- ⑤ メザニン受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ⑥ メザニン受益権の当該計算期日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の額は末尾付則 3 に定められます。）
- ⑦ 前記「(i) 利息勘定からの支払(a)」第⑬号及び第⑭号により支払うべき金額について利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(i) 利息勘定からの支払(a)」第⑬号、第⑭号の順に支払うものとします。）
- ⑧ シニア劣後受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ⑨ シニア劣後受益権の当該計算期日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の額は末尾付則 3 に定められます。）
- ⑩ 各ジュニア劣後受益権の直前の計算期日までに未払の元本及び当該計算期日に支払われるべき元本の交付（直前の計算期日までに未払の元本が優先して交付されるものとします。交付されるべき元本の額は末尾付則 3 に定められます。ただし、本号に基づく元本の交付は、(i) ①当該ジュニア劣後受益権の当初元本額から、当該ジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プール毎に計算される②当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額、③信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及び④その直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本号の規定に従って交付された元本の総額の合計額を控除した金額が、(ii) ①当該取扱債権プールに帰属する信託債権元本の当該計算期間中の期初残高より②当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額及び③当該計算期日の直前の回収締め日におけるデフォルト債権の残元本額の合計額を控除した金額に④当初劣後比率を乗じた金額を超過する場合、その範囲において行われるものとします。かかる交付の金額が末尾付則 3 に定められる予定元本交付額を下回るとき、その差額は、次の計算期日の予定元本交付額に加えられます。）

⑪ 残額の元本勘定への留保

(b) 前項に基づき、受益者に対して元本の交付がなされたとき、交付された金額について当該受益権の元本がそれぞれ減少するものとします。

(2) 信託終了時の取扱

(i) 本信託契約の期間が満了した場合、信託費用不足又は信託目的達成不可能により本信託契約が終了した場合、中小公庫による損失補償金の全額の支払いにより残存するすべての信託債権の交付を受けた場合、優先受益権、メザニン受益権及びシニア劣後受益権の残元本額が零になった場合又は本債権管理回収業務委託契約が終了した場合、本信託は終了できるものとし、その場合、みずほ信託は、本信託の終了に先立ち、以下に従い処理するものとします。

(ii) 利息勘定からの支払

みずほ信託は、信託終了日（ただし、本信託の期間が延長される場合を除きます。後記「(3)

本信託の期間が延長された場合の支払」参照。)において利息勘定に記帳されている残高から利息金等留保金額を控除した金額を上限として、以下の各号の順に、本信託契約に定めるところに従い、第①号ないし第⑥号についてはそれぞれ受領すべき権利を有する者及び支払の相手方に支払又は交付し、第⑦号ないし第⑭号については各受益者に交付又は振替記帳します。

- ① 直前の計算期日までに未払の信託財産に係る租税その他信託業務を処理するに必要な諸費用
- ② 信託終了日に係る計算期間の信託財産に係る租税その他信託業務を処理するに必要な諸費用
- ③ 直前の計算期日までに未払の信託報酬
- ④ 信託終了日に収受すべき信託報酬
- ⑤ 直前の計算期日までに未払の本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料
- ⑥ 信託終了日に支払うべき本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料
- ⑦ 優先受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑧ 優先受益権の信託終了日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑨ 後記「(iii) 元本勘定からの支払」第②号及び第③号によりなされるべき元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(iii) 元本勘定からの支払」第②号、第③号の順に支払うものとします。）
- ⑩ メザニン受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑪ メザニン受益権の信託終了日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑫ 後記「(iii) 元本勘定からの支払」第⑤号及び第⑥号によりなされるべき元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(iii) 元本勘定からの支払」第⑤号、第⑥号の順に支払うものとします。）
- ⑬ シニア劣後受益権の直前の計算期日までの未払の配当金
- ⑭ シニア劣後受益権の信託終了日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）
- ⑮ 後記「(iii) 元本勘定からの支払」第⑧号及び第⑨号によりなされるべき元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(iii) 元本勘定からの支払」第⑧号、第⑨号の順に支払うものとします。）

(iii) 元本勘定からの支払

みずほ信託は、信託終了日において、元本勘定に記帳されている残高から元本留保金額を控除した金額を上限として、以下の各号の順に、本信託契約の定めるところに従い、元本の交付を行うものとします。

- ① 前記「(ii) 利息勘定からの支払」第①号ないし第⑧号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(ii) 利息勘定からの支払」第①号から第⑧号まで順に支払うものとします。）
- ② 優先受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付

- ③ 優先受益権の信託終了日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。）
- ④ 前記「(ii) 利息勘定からの支払」第⑩号及び第⑪号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(ii) 利息勘定からの支払」第⑩号、第⑪号の順に支払うものとします。）
- ⑤ メザニン受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ⑥ メザニン受益権の信託終了日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。）
- ⑦ 前記「(ii) 利息勘定からの支払」第⑬号及び第⑭号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(ii) 利息勘定からの支払」第⑬号、第⑭号の順に支払うものとします。）
- ⑧ シニア劣後受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付
- ⑨ シニア劣後受益権の信託終了日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。）

(iv) みずほ信託は、(ii) 及び (iii) の処理に従って、支払又は交付をなした後、元本勘定に記帳された残高、各取扱債権プールに対応する金額（計算の結果、当該金額が零を下回る場合は零とします。本項において以下同じ。）を、それぞれ対応するジュニア劣後受益権者に、元本の交付としてそれぞれ支払います。

(v) みずほ信託は、(ii) ないし (iv) に従って、支払又は交付をなした後、元本勘定及び利息勘定に記帳された残高から、各取扱債権プールに対応する金額（計算の結果、当該金額が零を下回る場合は零とします。）相当額を、それぞれ対応するジュニア劣後受益権者に、それぞれジュニア劣後受益権の元本の交付として、ジュニア劣後受益権の元本が零になった場合は、ジュニア劣後受益権の配当として、それぞれ支払います。

(vi) (ii) ないし (v) に基づき、受益者に対して元本の交付がなされたとき、交付された金額について当該受益権の元本がそれぞれ減少するものとします。

(vii) みずほ信託は、(ii) ないし (v) に従った交付又は支払を行った後、優先受益権又はメザニン受益権に残元本額が存するとき、原則 2 名以上の購入希望者（参加金融機関その他の委託者から取扱債権の管理回収業務の委託を受けた者またはそれらの利害関係人であることを妨げないものとします。）に対して、残存する信託債権について債権ごとの価格提示を求め、その合計金額が最高価額となる 1 名（以下、「売却先」といいます。）に対して、信託財産を害することが明白である場合を除いて、下記 (viii) 以下の手続に従って、残存する信託債権を売却できるものとします。

(viii) (ii) ないし (v) に従った交付又は支払を行った後、優先受益権に残元本が存在するとき、みずほ信託は、残存する信託債権のうち換価率（額面金額に対する売却先の提示した提示価格の割合をいうものとし、小数点第 2 位を四捨五入したパーセント表記によるものとします。以下同じ。）の高い（同率の場合はみずほ信託の裁量によります。）債権（ただし、各取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過分の額面金額までとします。）から順に、当該債権の残元本額の累計額が優先受益権の残元本額を満たすまで、当該債権を売却するものとします。みずほ信託は、売却先より受領した売却代金を優先受益権の保有割合に応じて優先受益権者に交付するものとし、優先受益権の元本額は、当該債権の残元本額相当額減額され

るものとしします。

(ix) (ii) ないし (viii) に従った交付又は支払を行った後、メザニン受益権に残元本が存在するとき、みずほ信託は、残存する信託債権のうち換価率の高い（同率の場合はみずほ信託の裁量によります。）債権（ただし、各取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過分の額面金額までとしします。）から順に、当該債権の残元本額の累計額がメザニン受益権の残元本額を満たすまで、当該債権を売却します。みずほ信託は、売却先より受領した売却代金をメザニン受益権の保有割合に応じてメザニン受益権者に交付するものとし、メザニン受益権の元本額は、当該債権の残元本額相当額減額されるものとしします。

(x) (ii) ないし (ix) に従った交付又は支払を行った後、シニア劣後受益権が残存しているとき、みずほ信託は、残存する信託債権のうち、シニア劣後受益権者の指定する債権（ただし、各取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過分の額面金額までとしします。）を当該債権の残元本額の累計額がシニア劣後受益権の残元本額を満たすまで、シニア劣後受益権者に現状有姿のまま交付し、シニア劣後受益権の元本額は、当該債権の残元本額相当額減額されるものとしします。

(xi) (ii) ないし (x) に従った交付又は支払を行った後、各取扱債権プールに残存する信託債権については、当該信託債権を当該取扱債権プールに係るジュニア劣後受益権者に現状有姿のまま交付するものとしします。この場合、当該ジュニア劣後受益権の元本額は、当該信託債権の残元本額相当額減額されるものとしします。

(xii) (viii)、(ix) に従った信託債権の売却に要する費用並びに (x) 及び (xi) に従った現状有姿交付に要する費用は、原則として、交付を受ける受益者に請求するものとししますが、受益者より支払がない場合には信託財産が負担することができるものとしします。

(xiii) みずほ信託は、本項並びに本信託契約の手続に従って行う売却を除いては、信託債権の換価処分に応じないものとしします。

(xiv) (x) 及び (xi) の定めに従った残存信託債権の現状有姿による交付に伴う原債務者に対する通知その他の対抗要件具備に必要な行為は、専ら当該受益者の責任と費用でなされるものとし、みずほ信託はそれらに関して、債権者変更に関する原債務者への通知（みずほ信託に新たな義務を生じさせない内容に限ります。）に押印する義務のみを負い、その他について一切責任を負わないものとしします。

(xv) 本 (2) に基づく支払及び交付が全て終了した後、本信託は終了するものとしします。ただし、本信託の期間が延長された場合を除きます。

(3) 本信託の期間が延長された場合の支払

(i) みずほ信託は、予定最終償還日において、前記「(2) 信託終了時の取扱(ii) ないし (xiv)」記載の順序に従い、元本及び配当の交付（信託債権による現状有姿交付を含む。）を行います。

(ii) みずほ信託は、延長期間中の各計算期日において、前記「(2) 信託終了時の取扱 (vii) ないし (xiv)」の規定に従って処理を行うものとしします。

(iii) みずほ信託は、延長期間中に信託債権から弁済を受領したときは、延長期間中の各計算期日において、以下の各号の順に元本の交付を行うものとしします。（ただし、本号における当該信託債権の弁済受領金の交付は、当該取扱債権プールにつき対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過した分の額面金額までとし、残余の弁済受領金は当該取扱債権プールに関するジュニア

劣後受益権の未払の元本に充当することとします。)

① 優先受益権の未払の元本

② メザニン受益権の未払の元本

③ シニア劣後受益権の未払の元本

④ 弁済のなされた債権が属する取扱債権プールに関するジュニア劣後受益権の未払の元本

(iv) 法定最終償還日までに (i) または(ii)に従って売却されなかった信託債権 (ただし、各取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過した分の額面金額までとします。) については、みずほ信託は法定最終償還日に各受益者に、前記「(2) 信託終了時の取扱 (x) 及び (xi)」の規定に従って現状有姿で交付し、その額面金額分の受益権元本を償還します。

(v) (i) ないし (iv) の定めに従った残存信託債権の現状有姿による交付に伴う原債務者に対する通知その他の対抗要件具備に必要な行為は、専ら当該受益者の責任と費用でなされるものとし、みずほ信託はそれらに関して、債権者変更に関する原債務者への通知 (みずほ信託に新たな義務を生じさせない内容に限ります。) に押印することを除き、一切責任を負わないものとします。

(vi) 本 (3) に基づく支払及び交付が全て終了した後、本信託は終了するものとします。

第9. 信託受益権の元本及び配当の支払

1. 優先受益権及びメザニン受益権について

(1) 元本金額

優先受益権 : 8,300,000,000 円

メザニン受益権 : 340,000,000 円

(2) 元本の支払日及び元本交付方法

優先受益権及びメザニン受益権の元本償還日は、前記「第 1. 貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等 3. 貸付債権信託の優先受益権及びメザニン受益権の概要 優先受益権及びメザニン受益権の償還について (1)元本の交付日」に記載された期日とします。優先受益権及びメザニン受益権の予定元本償還額は、下表のとおりとし、みずほ信託は、各計算期日において、前記「第 8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序」に定める方法及び条件に従い、元本の交付をなすものとします。

計算期日	優先受益権 予定元本交付金額	メザニン受益権 予定元本交付金額
平成 20 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 20 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 20 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 21 年 1 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 21 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 21 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 21 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 22 年 1 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 22 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 22 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 22 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 23 年 1 月 17 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 23 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 23 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 23 年 10 月 17 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 24 年 1 月 16 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 24 年 4 月 16 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 24 年 7 月 17 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 24 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円
平成 25 年 1 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円

(3) 法定最終償還日

平成 26 年 1 月 15 日

(4) 収益配当

優先受益権及びメザニン受益権の配当額は下記の算式により計算されます。

優先受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日の優先受益権の元本の残高」又は「当該計算期日に係る計算期間の初日の優先受益権の元本の残高、メザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額からデフォルト配当減額金を減じた金額（ただし、零以下の場合は零）」のいずれか小さい方の金額に対し優先配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

メザニン受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残高」（当該計算期日の直前の計算期日までにメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じているためにメザニン受益権に対する元本交付が行われなかった計算期日があった場合、交付が行われなかった各計算期日については、付則 3 に基づき各計算期日にメザニン受益権に対して交付される予定であった金額を減額します）又は「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額（当該計算期日の直前の計算期日までにメザニン受益権償還停止トリガー事由又はシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じているためにメザニン受益権又はシニア劣後受益権に対する元本交付が行われなかった計算期日があった場合、交付が行われなかった各計算期日については、付則 3 に基づき各計算期日にメザニン受益権又はシニア劣後受益権に対して交付される予定であった金額を減額します）からデフォルト配当減額金を減じた金額（ただし、零以下の場合は零）」のいずれか小さい方の金額に対しメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

※デフォルト配当減額金 = 各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期間の直前の回収締め日時点の当該取扱債権プールにおける延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及び直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して、本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額から、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本残高を除いた金額（ただし、零以下の場合は零）の総額

(5) 信託配当の支払日及び配当方法

みずほ信託は、前記「第 8. 信託財産からの支出」に定める方法及び条件に従い、予定最終償還日前の各計算期日において、当該計算期間に関する配当額を優先受益権者及びメザニン受益権者に交付します。

(6) トリガー条項について

前記「第 8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序 (1) 予定最終償還日前の支払」に規定するとおり、メザニン受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、メザニン受益権につき配当又は元本の交付がなされないことがあります。

2. シニア劣後受益権について

(1) 元本金額 金 595,000,000 円

(2) 元本の支払日及び元本の支払方法

元本の交付については、平成 20 年 4 月 15 日を初回とし、以降各計算期日を元本の支払日として、各計算期日の予定償還額は下表のとおりとします。みずほ信託は、各計算期日において、前記「第 8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序」に定める方法及び条件に従い、元本の交付を行うものとします。

計算期日	シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 20 年 4 月 15 日	29,750,000 円
平成 20 年 7 月 15 日	29,750,000 円
平成 20 年 10 月 15 日	29,750,000 円
平成 21 年 1 月 15 日	29,750,000 円
平成 21 年 4 月 15 日	29,750,000 円
平成 21 年 7 月 15 日	29,750,000 円
平成 21 年 10 月 15 日	29,750,000 円
平成 22 年 1 月 15 日	29,750,000 円
平成 22 年 4 月 15 日	29,750,000 円
平成 22 年 7 月 15 日	29,750,000 円
平成 22 年 10 月 15 日	29,750,000 円
平成 23 年 1 月 17 日	29,750,000 円
平成 23 年 4 月 15 日	29,750,000 円
平成 23 年 7 月 15 日	29,750,000 円
平成 23 年 10 月 17 日	29,750,000 円
平成 24 年 1 月 16 日	29,750,000 円
平成 24 年 4 月 16 日	29,750,000 円
平成 24 年 7 月 17 日	29,750,000 円
平成 24 年 10 月 15 日	29,750,000 円
平成 25 年 1 月 15 日	29,750,000 円

(3) 収益配当

シニア劣後受益権の配当額は、「当該計算期日に係る計算期間の初日のシニア劣後受益権の元本の残高（当該計算期日の直前の計算期日までにシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じているためにシニア劣後受益権に対する元本交付が行われなかった計算期日があった場合、交付が行われなかった各計算期日については、付則 3 に基づき各計算期日にシニア劣後受益権に対して交付される予定であった金額を減額します）からデフォルト配当減額金（上記 1. (4)の定めのとおり）を減じた金額（ただし、零以下の場合は零）に対しシニア劣後配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）」として計算されます。

(4) 信託配当の支払日及び配当方法

みずほ信託は、前記「第 8. 信託財産からの支出」に定める方法及び条件に従い、予定最終償還日前の各計算期日において、当該計算期間に関する配当額をシニア劣後受益権者に交付します。

(5) トリガー条項について

前記「第 8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序 (1) 予定最終償還日前の支払」に規定するとおり、メザニン受益権償還停止トリガー事由及びシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、シニア劣後受益権につき配当又は元本の交付がなされないことがあります。

3. ジュニア劣後受益権について

(1) 合計元本金額

金 685,000,000 円

なお、ジュニア劣後受益権は、以下のとおり 2 種類に分割され、それぞれ各参加金融機関が保有し、その元本額は以下のとおりです。

ジュニア劣後受益権（ア） : 55,000,000 円

ジュニア劣後受益権（イ） : 630,000,000 円

(2) 元本の支払日及び元本の支払方法

みずほ信託は、信託設定日及び予定最終償還日前の各計算期日において、前記「第 8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序」に定める方法及び条件に従い、元本の交付をなすものとします。

(3) デフォルト債権の取扱

みずほ信託は、サービサー・レポートにより特定されるデフォルト債権については、当該デフォルト債権の属する取扱債権プールに対応するジュニア劣後受益権者に、現状有姿のまま交付できるものとし、各計算期日において、当該計算期日に係る計算期間中に交付された当該デフォルト債権の交付時点における残元本額の合計額に相当する各ジュニア劣後受益権の元本額がその分減額されるものとします。ただし、(i) 当該デフォルト債権を現状有姿交付した場合に、本項の規定に従ってなされる各ジュニア劣後受益権に対するデフォルト債

権の現状有姿交付の累計額及び直前の計算期日までの元本交付の累計額の合計額が、各ジュニア劣後受益権の当初元本額を超える場合並びに（ii）各ジュニア劣後受益権者が信託契約の規定に従って、それぞれ委託者と契約している本債権管理回収業務委託契約又は本債権管理回収業務再委託契約が終了した場合には、それ以降、現状有姿交付は行われないものとします。なお、デフォルト債権発生の有無は、当該デフォルト債権の属する取扱債権プールに関する取扱参加金融機関により作成されるサービサー・レポートと当該内容に係る委託者の承認により特定されるものとし、みずほ信託は、かかるデフォルト債権発生の有無については、かかるサービサー・レポートと当該内容に係る委託者の承認に専ら依拠することができ、独自に確認する義務を負わないものとします。また、上記デフォルト債権の現状有姿による交付に伴う原債務者に対する通知その他の対抗要件具備に必要な行為は、専ら当該ジュニア劣後受益権者の責任と費用でなされるものとし、みずほ信託はそれらに関して、債権者変更に関する原債務者への通知（みずほ信託に新たな義務を生じさせない内容に限ります。）に押印する義務のみを負い、その他については一切責任を負わないものとします。

(4) 収益配当

みずほ信託は、前記「第 8. 信託財産からの支出」に定める方法及び条件に従い、ジュニア劣後受益権の収益を信託終了時にのみ支払うものとします。

第 10. 信託財産の運用・管理

1. 回収金口座

受託者たるみずほ信託は信託財産に属するすべての金銭を下記の受託者の利害関係人（兼営法第 2 条第 1 項において準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成 5 年政令第 31 号。その後の改正を含む。）（以下「兼営法施行令」という。）第 10 条に定める者をいう。以下同じ。）たる金融機関において開設される回収金口座にて管理します。なお、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法第 2 条第 1 項で準用される信託業法第 29 条第 2 項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号。その後の改正を含む。）（以下「兼営法施行規則」という。）第 23 条第 3 項で定める場合に該当しなくなった場合には、下記 2. に従い新たな回収金口座を開設し、従前の回収金口座の金銭を全て移し替えるものとします。

銀行及び支店名 : 株式会社みずほ銀行 丸之内支店
口座の種類 : 普通預金
口座番号 : 2750555
口座名義 : みずほ信託銀行株式会社中小公庫 19 年 12 月 CLO 口

2. 回収金口座の変更について

回収金口座は、指定格付機関による短期格付 a-1 かつ短期債務格付 P-2 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）の格付を取得している（ただし、P-2 の場合にあっては格下げの方向で見直し中でない場合に限ります。）金融機関に開設されるものとされています。

みずほ信託は、回収金口座が開設されている金融機関の指定格付機関による上記格付が (i)P-2 から格下げ方向へ見直しとなった場合、(ii)a-2、a-3、b 若しくは c、又は P-3 若しくは Not Prime となった場合、(iii)取消しとなった場合のうちいずれかに該当したときは、30 日以内に指定格付機関が適格と認める金融機関に新たに当該回収金口座を開設し、従前の当該回収金口座内の金銭をすべて移し替えるものとします。なお、みずほ信託は新たな回収金口座について、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法第 2 条第 1 項で準用される信託業法第 29 条第 2 項及び兼営法施行規則第 23 条第 3 項で定める限りにおいて、当初の回収金口座と同様にみずほ信託の利害関係人（兼営法第 2 条第 1 項において準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成 5 年政令第 31 号。その後の改正を含みます。）（以下「兼営法施行令」といいます。）第 9 条に定める者をいいます。以下同じ。）たる金融機関（みずほ信託の銀行勘定及び株式会社みずほコーポレート銀行を含む。）に開設することを妨げられないものと定められています。

3. 信託財産の運用について

みずほ信託は、本信託の信託財産に属する金銭の全部若しくは一部を単独で、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、以下の各号に定める方法にて運用するこ

とができます（但し、第③号における運用を原則とします）。なお、合同運用により生ずる損益は、信託財産及び合同して運用する他の信託財産から合同運用のために支出した金銭に応じて按分して、信託財産及び当該他の信託財産にそれぞれ帰属させるものとします。ただし、みずほ信託若しくは兼営法第 2 条の準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に定められるその利害関係人の発行する有価証券への投資又はこれらの者との取引（受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法第 2 条第 1 項で準用される信託業法第 29 条第 2 項及び兼営法施行規則第 23 条第 3 項で定める取引を除きます。）は行わないものとします。第③号に基づくみずほ信託の信託財産の運用は、信託財産の効率的運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法第 2 条第 1 項で準用される信託業法第 29 条第 2 項及び兼営法施行規則第 23 条第 3 項で定める場合に限り、みずほ信託の利害関係人たる金融機関への預金にて運用することがあります。この場合、当該金融機関に開設された口座における普通預金利率を適用するものとします。

- ① 日本国の国債又は政府保証債への投資（ただし、指定格付機関による自国通貨建発行体格付が A 以上かつ自国通貨建発行体格付 A2 相当以上で、当該投資日から償還満期までの期間が 1 ヶ月以内であり、かつ当該期間内に計算期日があるときは当該計算期日の 2 営業日前の日までに償還満期が到来するものに限り。）
- ② 指定格付機関による短期格付 a-1 以上かつ短期債務格付 P-1 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有するものと認めるもの）とされているコマーシャル・ペーパーへの投資（ただし、当該投資日から償還満期までの期間が 3 ヶ月以内でありかつ当該期間内に計算期日があるときは当該計算期日の 2 営業日前の日までに償還満期が到来するものに限り。）
- ③ 指定格付機関による短期格付 a-1 以上かつ短期債務格付が P-1 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）とされている金融機関への預金（指定格付機関による短期債務格付が P-2 相当であっても、格下げ方向での見直しが検討されていない金融機関への預金であって、かつ、指定格付機関より優先受益権及びメザニン受益権の格付に悪影響を与えない旨の事前の確認を受けている金融機関への預金を含みます。）であって、当該預入日の後、最初に到来する計算期日の 2 営業日前までに満期が到来するもの、元本以上の金額で中途解約が可能なもの、又は随時引き出しが可能なもの
- ④ 第①号及び第②号に定める投資対象の現先売買（ただし、当該投資対象の売戻条件付きの買付であって、売戻価格（経過利子相当分を売買単価に加えた利含みの価格）が買付価格（経過利子相当分を売買単価に加えた利含みの価格）を下回らず、かつ、買付の相手方は指定格付機関による短期格付 a-1 以上かつ短期債務格付 P-1 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）であることを要し、現先売買の期間は 3 ヶ月以内であり、かつ当該期間内に計算期日があるときは当該計算期日の 2 営業日前までに期間が満了するものに限るものとします。）
- ⑤ なお、上記柱書きにかかわらず、みずほ信託は、みずほ信託が必要であると認めた場合で、みずほ信託自身が第③号の格付条件を満たし、かつ、信託財産の効率的な運用に資するものであり、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法第 2 条第 1 項で準用される信託業法第 29 条第 2 項及び兼営法施行規則第 23 条第 3 項で定める場合

に限り、回収金口座において管理されている金銭をみずほ信託の銀行勘定にて運用することができるものとされています。この運用を行う場合、みずほ信託はみずほ信託自身の店頭に表示されている普通預金利率を適用するものとします。

みずほ信託は、各計算期日において前記「第 8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序」の処理を行なうのに先立ち、3. に基づく運用収益を全て利息勘定に入金又は振替を行います。

また、みずほ信託は、信託業法第 29 条第 2 項に定められる取引を行った場合は、計算期間ごとに、当該計算期間における当該取引の状況を記載した書面を作成し、各受益者に交付します。[NOT:信託契約ではなく、信託業法 29 条 3 項によるものです。]

4. 運用先の変更について

前記「3. 信託財産の運用について」第③号及び第⑤号の場合において、預金先金融機関若しくはみずほ信託が前記「3. 信託財産の運用について」第③号の格付条件を満たさなくなった場合、かかる格付の低下が発表された日又はみずほ信託が指定格付機関より第③号及び第⑤号の方法による運用を認めない旨の通知を受領した日から 30 日以内を限度として、可能な限り速やかに、当該預金を回収金口座の格付条件を満たす他の投資対象に変更するものとします。

第 11. 信託財産から支払われる手数料等

1. 信託報酬

みずほ信託は、当初信託報酬として、中小公庫とみずほ信託が別途合意する金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、信託設定日に、中小公庫から收受します。なお、みずほ信託は毎計算期日に信託財産の中から收受するものとし、かかる計算期日毎に收受する信託報酬額は、当該計算期日に係る計算期間の初日の各受益権の残元本額の合計額に信託報酬率を乗じて、さらに当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（円未満切捨て）とされております。ただし、信託財産からの収受が不足する場合において、みずほ信託は、各取扱債権プールに係る信託報酬（信託報酬の計算方法は末尾付則 6 に定められます）を、中小公庫に請求することができるものとされております。なお、信託報酬率は、年率 0.054%を上回らない率となっております。

2. 債権回収業務委託費用

みずほ信託は、信託債権に係る回収事務及び期中管理業務の一部委託の対価として毎計算期日（平成 25 年 1 月 15 日以降に到来する計算期日を除きます。）に、委託手数料として、信託財産の中から中小公庫へ下記 A ないし D の算式にて計算される合計額（消費税及び地方消費税を含みます。）を支払います。

- A 平成 19 年 12 月 C L O（買取型キャッシュ方式）募集要項が適用される信託債権については、当該計算期間の期初の当該信託債権残元本額から、同募集要項が適用される長期延滞信託債権及びデフォルト債権の残元本額を除いた金額に 0.3%を乗じて、さらに当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）
- B 平成 19 年 12 月 C L O（自己型方式）募集要項が適用される信託債権については、当該計算期間の期初の当該信託債権残元本額から、同募集要項が適用される長期延滞信託債権及びデフォルト債権の残元本額を除いた金額に 0.2%を乗じて、さらに当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）
- C 現状有姿交付が行われていないデフォルト債権に関し、当該計算期間中の回収金等に 5%を乗じた金額（円未満切捨て）
- D 長期延滞信託債権の当該計算期間中の回収金等に 0.1%を乗じた金額（円未満切捨て）

3. 租税その他の費用

みずほ信託は、信託財産に関する租税その他信託業務を処理するために必要な諸費用は信託財産から支払います。ただし、信託財産に属する金銭がかかる費用の支払に不足する場合は、当該不足額につき中小公庫に請求することができます。なお、中小公庫がかかる諸費用の立替払をなした場合、みずほ信託は中小公庫の求めに応じて信託財産からこれを弁済するものとします。

第 12. 本商品の元本及び配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因

1. 本商品の流動性及び換価性に係るリスク

本商品につきましては、流通市場は現在確立されていません。仮に、流通市場が整備されるとしても、その予定最終償還日（本信託契約の規定に従って、信託期間が延長されたときは法定最終償還日）以前にその流通市場等において処分できる保証はなく、また、処分できる場合であっても、購入希望者に有利な価格での売却を強いられ、また、価格が市場金利動向等の事情によって変動し、損失が生じるおそれがあります。

本商品につきましては、金融商品取引法上の第二項有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号）に該当しますが、譲渡に際しては債権譲渡と同様の方法によるため（信託法第 94 条）、投資可能な投資家が、株券や社債券のような流通性の高い有価証券と比べて限定されると考えられます。

2. 原債務者の債務不履行のリスク

本商品の信託配当及び元本は、信託財産である貸付債権からの回収金等を支払原資として、支払順位の定めに従って支払われます。

貸付債権の原債務者が債務不履行に陥った場合には、受託者は、本信託契約の定めに従い各ジュニア劣後受益権者に現状有姿交付をするか（本信託契約に定める限度に従います。）、又は引き続き債務不履行債権として回収を続けることとなります。当該債務不履行のリスクを負担すべきジュニア劣後受益権（ただし、各ジュニア劣後受益権は、その対応する取扱債権プール以外の信託債権の債務不履行のリスクは負いません。）及びシニア劣後受益権の元本額を超えて原債務者が債務不履行に陥った場合、信託終了時まで優先受益権又はメザニン受益権に対して交付される元本の金額が、当初の各受益権の元本額を下回るリスクがあります。また、貸付債権の回収状況によっては、優先受益権又はメザニン受益権に対する配当の支払が、規定に従って行えないリスクがあります。

ただし、優先受益権の信用補完の水準は、メザニン受益権（3.4 億円）、シニア劣後受益権（5.95 億円）及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権（総額 6.85 億円。各取扱債権プールに対する比率は約 6.8%～約 9.0%）（各受益権の総額は、16.2 億円）であり、メザニン受益権の信用補完の水準は、シニア劣後受益権及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権（各受益権の総額は、12.8 億円）であり、かかる信用補完措置により、各受益権のリスクは一定限度について軽減されるものと考えられます（なお、指定格付機関による予備格付で、優先受益権は AAA（R&I）又は Aaa（Moody's）、メザニン受益権は AA（R&I）又は A2（Moody's）を取得しています。）。なお、後順位の受益権による信用補完につきましては、下記 4. の点についてもご留意ください。

3. 原債務者による貸付債権の期限前返済のリスク

本商品の信託配当の支払は、信託財産たる各貸付債権の利息を原資としているため、各貸付債権について原債務者から期限前返済が行われた場合、当該貸付債権については、期限前返済日以降の利息が支払われないこととなり、本商品の信託配当の支払原資に不足が生ずるリスクがあります。

しかし、かかるリスクを軽減するために、各貸付債権に係る本金消費貸借契約において、原債務者は貸主の承諾なくして期限前返済を行わない旨が、規定されています。また貸主の地位を承継するみずほ信託の承諾を得て期限前返済が行われる場合には、本金消費貸借契約において、原債務者は、元金に加えて所定の損害金も合わせて支払わなければならない旨規定されています。

4. 本商品の支払順位・支払時期に関するリスク

本商品は、前記の支払順位の定めに従って、信託配当及び元本の支払が行われます。このため、特定の種類の受益権の信託配当及び元本のみが優先的に支払われ、他の種類の受益権の信託配当及び元本に不足を生じ、損失を被ることがあります。

本信託契約においては、各ジュニア劣後受益権に対する信託配当及び元本の支払がその他の先順位の受益権に対する信託配当及び元本の支払及びその他一切の費用の支払に完全に劣後しているわけではありません。

具体的には、各ジュニア劣後受益権に対する信託配当及び元本の交付の額が、他のジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プールに属する債権からの回収状況によって、影響を受けないようにしています。そのため、特定の取扱債権プールからの回収状況が悪かった場合には、優先受益権又はメザニン受益権に対し、予定元本交付金額の元本の交付が全額なされないにもかかわらず、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する元本交付がなされることもあり得ます。また、同様の場合に、優先受益権又はメザニン受益権に対して支払われるべき信託配当の支払が全額なされないにもかかわらず、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する信託配当の支払がなされることもあり得ます。

また、予定最終償還日までに、優先受益権またはメザニン受益権に残元本が存在するときは、受託者は、残存する信託債権を換価率の高い債権から順番に売却し、受領した売却代金を、これらの受益権に対して交付することになりますが、交付される売却代金の金額にかかわらず、売却された債権の額面金額に相当する分だけ優先受益権またはメザニン受益権の元本が減少し、残りの信託債権よりシニア劣後受益権及びジュニア劣後受益権への交付がなされます。延長期間中に信託債権の弁済を受領したときには、未払いの優先受益権またはメザニン受益権に対して元本の交付が行われますが、かかる元本交付についても、各取扱債権プールにつき対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過する分の債権から弁済を受けた分に限られ、対応するジュニア劣後受益権の元本金額相当額の債権については、優先受益権またはメザニン受益権に支払われるべき元本交付が全額なされるか否かにかかわらず、ジュニア劣後受益権者への元本交付に充当されます。

さらに、本信託契約において、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、シニア劣後受益権につき信託配当又は元本の交付がなされないこと、並びに、メザニン受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、メザニン受益権及びシニア劣後受益権につき配当又は元本の交付がなされないことが、それぞれ定められております。

5. 回収金口座のある銀行の債務不履行によるリスク

本商品の信託配当及び元本の支払は、回収金口座にある資金を原資として行われるため、当該

口座が開設されている金融機関の破産手続、会社更生手続の開始その他の理由により当該金融機関が当該口座の資金の払戻しを行わない場合には、信託配当及び元本の支払が支払われないリスクが存在します。

かかるリスクを軽減するため、回収金口座は、指定格付機関による短期格付 a-1 かつ短期債務格付 P-2 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）の格付を取得している（ただし、P-2 の場合にあっては格下げの方向で見直し中でないものに限ります。）金融機関に開設されるものとされています。

また、本信託契約において、みずほ信託は、回収金口座が開設されている金融機関の指定格付機関による上記格付が(i)P-2 から格下げ方向へ見直しとなった場合、(ii)a-2、a-3、b 若しくは c、又は P-3 若しくは Not Prime となった場合、(iii)取消しとなった場合のうちいずれかに該当したときには、30 日以内に指定格付機関が適格と認める金融機関に新たに回収金口座を開設し、従前の当該回収金口座内の金銭をすべて移し替えるものとします。尚、みずほ信託は新たな回収金口座について、信託財産を害するおそれがないと認められる限りにおいて、当初の回収金口座と同様にみずほ信託の利害関係人たる金融機関（みずほ信託の銀行勘定及び株式会社みずほコーポレート銀行を含みます。）に開設することを妨げられないものと定められています。

6. 受託者たるみずほ信託の破産等に伴うリスク

本信託契約に基づき受託者たるみずほ信託に信託された信託財産について、みずほ信託の破産手続、民事再生手続又は会社更生手続において、裁判所あるいは管財人により、信託財産が破産財団、再生債務者又は更生会社の財産に属するものであって、投資家の信託財産に対する権利は、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続に服する債権又は担保権であると判断されるリスクがあります。しかし、信託法（平成 18 年法律第 108 号）が信託財産に対する受託者個人の債権者の差押を禁止していること、又信託法の諸規定から帰納される信託財産の独立性から、受託者が信託財産を信託法及び本信託契約に従い自己の財産から独立して管理している限り、そのリスクが極めて低いと考えられます。なお、みずほ信託が破産した場合には、信託法の規定に従い、新受託者が信託事務を処理することを得るときまでは、破産管財人が信託財産の管理を引き継ぎます。

7. 信託財産の破産手続等開始に伴うリスク

本信託契約に基づき受託者たるみずほ信託に信託された信託財産について、破産手続等が開始した場合、本信託契約に規定される支払順位とは異なり、受益権の種類を問わず、信託配当及び元本の額に応じた按分弁済となる可能性があります。本信託契約上中小公庫、みずほ信託及び当初の受益者は信託財産の破産手続等開始の申立権を放棄する旨誓約しており、受益権が譲渡される際には受益権の譲受人等にも同様の誓約を求めることとされているほか、本債権管理回収業務委託契約上の業務受託者も申立権を放棄する旨誓約していますが、信託契約上の、受託者自身による申立権の放棄の有効性は必ずしも明確ではなく、また受託者自身の善管注意義務違反となる場合には、受託者の誓約にかかわらず申立てが行われることがあります。このため、本来優先的に支払われるべき受益権について、予定された額の信託配当及び元本の支払を受けられない可能性があります。

8. 参加金融機関（中小公庫を除きます。）の破産等に伴うリスク

本商品の元本及び配当の原資となる信託財産である貸付債権の一部は、各参加金融機関（中小公庫を除きます。以下、本項において同じ。）から中小公庫に譲渡され、さらに、みずほ信託に信託譲渡されています。

本件では、各売主たる参加金融機関の破産手続、民事再生手続、又は会社更生手続において、裁判所あるいは管財人により、信託債権である貸付債権の譲渡は真正な譲渡ではなく、信託財産が破産財団、再生債務者又は更生会社の財産に属するものであって、当該貸付債権が、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続に服する債権又は担保権であると判断される可能性があります。裁判所あるいは管財人によってこのような判断がなされた場合、本商品の信託配当及び元本の支払が予定通りなされないリスクがあります。ただし、①参加金融機関が保有するその取扱債権プールに対応するジュニア劣後受益権の比率が、いずれも合理的な範囲内であること、②参加金融機関および中小公庫は、貸付債権の譲渡及び譲受を意図しており、本貸付債権売買契約の条項はかかる契約当事者の意図を反映したものであること、③参加金融機関は、中小公庫に譲渡する貸付債権につき、各取扱債権プールに対応するジュニア劣後受益権を有すること及び本債権回収管理業務再委託契約に基づく再受託者としての権限および義務を有することを除き、一切の権限または支配権を持たないこと、④参加金融機関は、本貸付債権売買契約上、中小公庫に対して貸付債権の買戻しを請求する権利を有しておらず、原則として、貸付債権を買取る義務を負っておらず、一方、同契約上、中小公庫は、参加金融機関に対し、上記に掲げた場合を除き、譲り受けた貸付債権の買戻しの請求を行うことはできず、または参加金融機関による買戻しの申出に応じる義務を負っていないこと、⑤参加金融機関は、中小公庫に対し、業務再受託者としての正当な事務委任手数料の支払を受ける権利を有するが、この権利及び各取扱債権プールに対応するジュニア劣後受益権に基づく権利を除き、参加金融機関は中小公庫に譲渡した貸付債権の回収金およびその運用益につき何ら権利を有しないこと、⑥債権譲渡については下記 9. 記載のとおり、貸付債権の債務者による確定日付ある書面による承諾がなされていれば、本貸付債権売買契約に基づく参加金融機関から中小公庫に対する貸付債権の譲渡につき、民法の定めるところにより債務者および債務者以外の第三者に対する対抗要件が具備されることとなること、⑦参加金融機関は、中小公庫に譲渡した貸付債権の弁済期における債務者の資力につき担保責任を負っておらず、かかる貸付債権につき当初の予想を上回る延滞、貸倒れが発生した場合にも、参加金融機関は中小公庫または受益者に対しこれを補償する義務を負わないこと、⑧参加金融機関による貸付債権の譲渡は、参加金融機関の正常な取引であり、詐害の意図、その他不法な意図に基づくものではないこと、という諸要素を考慮すると、上記のリスクは非常に小さいと考えています。

また、信託財産である債権の元利金の回収事務は、本債権管理回収業務委託契約に基づき、中小公庫がみずほ信託からの事務委任を受け、さらに本債権管理回収業務再委託契約に基づき、その貸付を実行した参加金融機関が中小公庫からの事務再委任を受けてこれを行います。具体的には、口座引落の方法により原債務者より貸付債権の元利金を回収し中小公庫を通さずに直接受託者に引き渡します。従って、参加金融機関が破産手続、民事再生手続又は会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、信託債権の元利金の回収事務が一時的に停止し、信託債権の回収に支障が生じることがあります。かかる事態が生じ、資金が受託者に引き渡されない場合には、本商品の信託配当及び元本の支払原資が毀損するリスクがあります。

しかし、かかるリスクを回避又は軽減するため、本債権管理回収業務再委託契約には、中小公

庫による解除の規定が設けられており、本信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するために必要があると認められるときには、解除することができるものとされます。

9. 中小公庫の倒産等に伴うリスク

中小公庫の倒産能力については必ずしも明らかではありませんが、中小公庫に倒産能力があるとされた場合においては、信託契約に基づくみずほ信託への信託設定、受益権売買契約に基づく中小公庫から日興シティに対する優先受益権及びメザニン受益権の譲渡につき、中小公庫の破産手続、民事再生手続又は会社更生手続その他の倒産手続等において、裁判所あるいは管財人により、優先受益権及びメザニン受益権が破産財団、再生債務者又は更生会社の財産に属するものであって、投資家の受益権に対する権利は、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続に服する債権又は担保権であると判断されるリスクがあり、本商品の信託配当及び元本の支払原資が毀損する可能性があります。しかし、①中小公庫が本債権管理業務委託契約に基づく業務受託者としての権限及び義務を有すること及びシニア劣後受益権を保有することを除き、信託債権に支配権を持たず、優先受益権及びメザニン受益権につき支配権を持たないこと、②中小公庫及びみずほ信託は本信託契約において信託債権の真正な信託による譲渡を、中小公庫及び日興シティは、受益権売買契約において優先受益権及びメザニン受益権の真正売買及び買受けを意図していること、③中小公庫は、みずほ信託に対して、本信託契約において限定された場合を除き、みずほ信託から信託債権の買戻しを行う権利を有せず、またかかる買戻しを行う義務を負っていないこと、及び受益権売買契約上、優先受益権及びメザニン受益権を買い戻す権利または義務を有しないこと、④中小公庫は、信託債権の債務者の将来の弁済資力につき、何ら保証を行っておらず、債務者の債務不履行により何らかの損害が生じた場合であっても、かかる損害の一切につき補償を行わないこと、また、中小公庫は、優先受益権及びメザニン受益権の収益配当及び元本償還に関する受託者の損害を生じた場合であってもかかる損害の一切につき責任を負わないこと、という諸要素を考慮すると、上記のリスクは非常に小さいと考えています。

また、本債権管理回収業務委託契約に基づき、信託財産である債権の元利金の回収事務の委任を受ける中小公庫が破産手続、民事再生手続又は会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、信託債権の元利金の回収事務が一時的に停止し、信託債権の回収に支障が生じることがあります。かかる事態が生じ、資金が受託者に引き渡されない場合には、本商品の信託配当及び元本の支払原資が毀損する可能性があります。

10. 債権譲渡・信託譲渡に関する債務者対抗要件及び第三者対抗要件が事前承諾により取得されていることによるリスク

参加金融機関（中小公庫を除きます。）から中小公庫への各貸付債権の譲渡及び中小公庫からみずほ信託への貸付債権の信託譲渡に関して、原債務者は、本貸付債権売買契約及び本信託契約により譲渡がなされる前（金銭消費貸借契約締結時）に、両契約に基づく債権譲渡に対していずれも譲渡に先だって承諾を行います。かかる事前承諾により対抗要件（債務者対抗要件及び第三者対抗要件）を具備することができないと解されるリスクもあります。この場合には、本商品の信託配当及び元本の支払原資が毀損する可能性があります。しかし、以下の理由によりそのリスクは極めて小さいと考えています。

まず、債務者対抗要件については、債権譲渡において法が債務者対抗要件制度を設けた趣旨

が、債務者を保護することにあることから、当該債務者自身が現実の債権譲渡に先だって承諾する限り、債務者対抗要件が具備されると解することが相当です。最高裁判例（昭和 28 年 5 月 29 日）も、譲渡対象となる債権と譲受人が特定されている事案でかかる事前の承諾に債務者対抗要件の効力を認めており、本件では譲渡債権と譲受人はいずれも特定されておりますので、かかる結論は判例の見解に沿うものといえます。

次に、第三者対抗要件については、債権譲渡の予約についての債務者の事前の承諾によっては、その具備が認められないという判例がある一方、債権譲渡の事前承諾全般について、債務者の事前承諾により第三者対抗要件が具備されるかについて直接明示している判例はありません。この点、債務者に第三者との関係で債権の帰属に関するインフォメーションセンターの役割を期待して債務者の承諾を債権譲渡の第三者対抗要件とした法の趣旨からすると、債権譲渡の事前承諾の場合は、(1)承諾後の債権譲渡実行の蓋然性が高く、(2)譲受人及び権利移転日が特定しているのであれば、債務者は譲渡の确实性を認識することができ、債務者のインフォメーションセンターの役割を期待し得ますので、第三者対抗要件を具備すると考えることが相当です。

そして本件では、まず、(1)との関係においては、貸付債権の債権譲渡及び信託譲渡は、これらの譲渡を前提として組成された CLO スキームの重要な一部であり、これらの債権譲渡が実行されないことは想定されていません。また、債権譲渡の予約に際して第三者対抗要件具備の有効性を否定した判例のケースと異なり、いずれの当事者も譲渡の実行の有無についての裁量権を有しません。また、上記判例と異なり、承諾の日から債権譲渡の日まで近接しています。したがって、債権譲渡が実行される蓋然性は、極めて高いと考えられます。次に、(2)との関係においては、譲受人は、中小公庫及びみずほ信託に特定されており、いずれの譲渡に付いても、権利移転日及び譲渡日が平成 19 年 12 月 26 日として特定されています。そして、本件 CLO スキーム上、かかる移転日が債務者の承諾なく変更される可能性は皆無です。さらに、本件 CLO においては、これらの譲渡を前提として貸付けが行われるものであり、譲渡の相手方及び譲渡の日は、本金消費貸借契約や CLO 参加申込書にも記載されており、かつ、これらの債務者には、各参加金融機関より十分説明が加えられています。

したがって、本件においては、事前承諾であっても債務者のインフォメーションセンター機能を当然に期待できる場合であり、それによる第三者対抗要件を否定する理由はないと言うべきであり、結論として、本貸付債権売買契約及び本信託契約における債権譲渡に対する本金消費貸借契約の債務者による事前の承諾により第三者対抗要件を具備するものと考えているのが相当であると考えています。

第 13. 信用補完措置

優先受益権及びメザニン受益権は、優先／劣後構造による信用補完措置がとられています。すなわち、中小公庫が保有するシニア劣後受益権（5.95 億円）及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権（参加金融機関(ア)分が 0.55 億円（取扱債権プール(ア)総額に対して約 9.0%）、参加金融機関(イ)分が 6.3 億円（取扱債権プール(イ)総額に対して約 6.8%））が、優先受益権及びメザニン受益権に対する信用補完になります。

これらの水準は、それぞれ優先受益権に対する AAA (R&I) 若しくは Aaa (Moody' s)、メザニン受益権に対する AA (R&I) 若しくは A2 (Moody' s) の格付けの付与に十分であるとの指定格付機関の見解に基づいて設定されています。

なお、各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権の金額は、各参加金融機関の取扱債権プールに同受益権の金額を超える損失が発生する確率がそれぞれ同水準になるように設定されています。

本信託契約においては、各ジュニア劣後受益権に対する元本の交付、配当の支払がその他の先順位の受益権に対する元本の償還、配当の支払及びその他一切の費用の支払いに完全に劣後しているわけではありません。各ジュニア劣後受益権に対する配当や元本の交付の額が、他のジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プールに属する債権からの回収状況によって、影響を受けないようにしています。そのため、特定の取扱債権プールからの回収状況が悪かった場合には、優先受益権又はメザニン受益権に対し、予定元本交付金額の元本の交付が全額なされないときに、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する元本交付、配当の支払がなされることもあり得ます。また、同様の場合に、優先受益権又はメザニン受益権に対して支払う配当金の支払いが全額なされないときに、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する信託配当の支払がなされることもあり得ます。

また、信託債権において、期限前弁済が起こる場合、裏付となる本金銭消費貸借契約の定めに従い、原債務者からは一定の損害金を受け入れることとなっている他、当該回収金は信託契約の定めに従い、劣後部分の配当の支払や元本の償還に充当されることなく、元本勘定並びに利息勘定に留保され、予定されている優先受益権及びメザニン受益権を含むその他の受益者への元利金の支払へ充当される仕組みとなっており、これらのキャッシュフローのブレから生じる損失を最小化する仕組みとなっています。

第 14. 原保有者その他関係法人の概況

1. 原保有者の概況

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- ① 商号又は名称
中小企業金融公庫
- ② 代表者氏名
総裁 安居 祥策
- ③ 住 所
東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 3 号
- ④ 資本金の額(平成 19 年 3 月 31 日現在)
資本金は、1,433,829 百万円 (百万円未満切捨て)です。
- ⑤ 主要出資者の名称
全額政府出資
- ⑥ 事業の内容
融資業務
証券化支援業務 (平成 16 年 7 月 1 日業務開始)
信用保険業務 (平成 16 年 7 月 1 日事業承継)

(2) 関係業務の概要

本信託の信託財産を構成する貸付債権の購入者兼委託者であり、かつシニア劣後受益権及びジュニア劣後受益権 (イ) の受益者です。また、貸付債権の債権回収事務をみずほ信託から委託を受け、さらに、当該事務を各参加金融機関 (中小公庫を除く。) へ再委託しております。

(3) 経理の概況

① 最近 2 事業年度における資産、負債及び資本の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 18 年 3 月 31 日	平成 19 年 3 月 31 日
資産合計	8,172,113	7,498,423
負債合計	6,850,371	6,232,251
資本合計	1,321,741	1,266,171

② 最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 18 年 3 月 31 日	自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日
経常収益	666,459	629,606
経常利益 (▲は経常損失)	▲161,219	▲173,767
当期利益金 (▲は当期損失金)	▲161,244	▲173,848

2. その他関係法人の概況

みずほ信託銀行株式会社(受託者)

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

① 商号又は名称

みずほ信託銀行株式会社

② 住所

東京都中央区八重洲1丁目2番1号

③ 代表者氏名

取締役社長 池田 輝彦

④ 資本金の額(平成19年3月31日現在)

資本金は、247,231百万円(百万円未満切捨て)です。

⑤ 主要株主の名称(平成19年3月31日現在)

株式会社みずほフィナンシャルグループ(69.66%)

⑥ 事業の内容

銀行法及び信託業務の兼営法に基づき信託銀行業務を行っております。

(2) 関係業務の概要

中小公庫が信託する貸付債権の受託者となります。受託者として信託財産を管理し、また、各受益権の受益者に対して配当の支払、元本の交付を行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における資産、負債及び純資産の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成18年3月31日	平成19年3月31日
資産合計	6,241,779	6,586,407
負債合計	5,797,049	6,078,031
純資産合計	444,729	508,375

(※平成18年3月31日の純資産合計は、資本合計を意味します。)

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
経常収益	223,289	241,564
経常利益	67,193	79,797
当期純利益	31,027	68,817

株式会社愛媛銀行(参加金融機関)

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

① 名称

株式会社愛媛銀行

② 資本金の額(平成19年3月31日現在)

資本金は、19,078百万円(百万円未満切捨て)です。

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

① 最近2事業年度における資産、負債及び純資産の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成18年3月31日	平成19年3月31日
資産合計	1,616,286	1,624,806
負債合計	1,548,508	1,545,516
純資産合計	67,777	79,290

(※平成18年3月31日の純資産合計は、資本合計を意味します。)

② 最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
経常収益	41,864	42,261
経常利益	6,645	9,460
当期純利益	3,254	5,121

第 15. 販売に関する事項

日興シティは、優先受益権及びメザニン受益権の販売業者として、以下の事項に従って、上記受益権を販売します。

1. 申込手数料

信託受益権購入申込書に基づく本商品の販売に係る申込手数料はありません。

2. 本商品の移転

本商品は、譲渡代金総額が払込期日に支払われた時点で譲受がなされるものとします。

3. 販売上の制限

売買の対象となった本商品は、金融商品取引法に定める第二項有価証券に該当します。本信託契約上、みずほ信託は優先受益権、メザニン受益権又はシニア劣後受益権のいずれかに係る受益者数が 500 名以上となる場合には、本商品の譲渡の承諾をしないものとします。

(1) 受託者の譲渡承諾の手続き

本信託の受益権の譲受人若しくは質権者（以下「譲受人等」といいます。）又は受益者が本信託の受益権を譲渡又は質入する旨を本信託契約別紙 12 の様式による受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書（以下「受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書」といいます。）を受託者に 2 通交付することにより申し出た場合、受託者は、当該譲渡又は質入を承諾するか否かを判断し、これを承諾する場合には、直ちに、当該譲受人等に対し、押印の上、確定日付ある受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書を交付します。但し、受益者又は譲受人等は、受託者の承諾を得ない限り、計算期日の 10 営業日前から計算期日までの間は、かかる申し出をなすことができないものとします。この場合、確定日付の取得に必要な一切の費用は当該譲受人等の負担とします。受益者が本信託の受益権の全部又は一部を譲渡する場合、受託者は、既に受益権証書を発行している場合はこれを回収のうえ新たに受益権証書を本信託の受益権の譲受人に交付します。

(2) 承諾拒絶の要件

受託者は、前項の申し出を受けた場合には、合理的な理由なく、当該譲渡又は質入の承諾を拒絶又は留保することができないものとします。当該申し出に際し、以下のいずれかが満たされない場合、当該譲渡又は質入の承諾拒絶には合理的な理由があるものとします。

- ① 当該受益権の譲渡又は質入に関する契約締結時において、本信託契約に基づく委託者による本債権及び除外金額（もしあれば）相当額の金銭の信託が委託者の債権者を害するという認識を譲受人等が有していないこと。加えて、その旨を譲受人等が受益権譲渡承諾依頼書において表明及び保証すること。
- ② 譲受人等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条に定義する暴力団その他の反社会的勢力に属しておらず、かつ、反社会的勢力と資本関係、業務提携関係又は継続的な取引関係がないこと。加えて、これらの事実につき受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書において表明及び保証すること。

- ③ 譲受人等が、本受益権の放棄ができないことについて同意すること。
- ④ 譲受人等が、本信託の信託財産に対する破産法第 244 条の 4 に基づく破産手続その他の倒産手続（今後新たに制定されるものを含み、また日本法に基づくものであるか否かを問いません。以下「破産手続等」といいます。）開始の申立てを行わない旨誓約すること。
- ⑤ 譲受人等が、信託法第 150 条第 1 項に基づき信託変更命令の申立てを行わない旨誓約すること。
- ⑥ 譲受人等が、信託法第 165 条第 1 項に基づき信託終了命令の申立てを行わない旨誓約すること。
- ⑦ 譲受人等が、信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになった場合であっても、受託者が本信託について破産手続等開始の申立てを行わないことに同意すること。
- ⑧ 受益権の質入に際しては、質権者が信託法第 98 条第 2 項に基づき金銭の供託の請求を行った場合、当該供託の費用を質権設定者たる受益者が負担する旨、質権者が誓約すること。

以上

付則 1 損失補償金の計算式

$$\text{損失補償金} = \begin{array}{l} \text{すべての信託債権の} \\ \text{貸付元本残高相当額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{本金銭消費貸借契約に定める} \\ \text{期限前返済による損害金に} \\ \text{準じて計算された金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{すべての信託債権の} \\ \text{未経過利息相当額} \end{array}$$

付則 2 各受益権に対する配当額

優先受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日の優先受益権の元本の残高」又は「当該計算期日に係る計算期間の初日の優先受益権の元本の残高、メザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額からデフォルト配当減額金を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）」のいずれか小さい方の金額に対し優先配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

メザニン受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残高」（当該計算期日の直前の計算期日までにメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じているためにメザニン受益権に対する元本交付が行われなかった計算期日があった場合、交付が行われなかった各計算期日については、付則 3 に基づき各計算期日にメザニン受益権に対して交付される予定であった金額を減額します）又は「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額（当該計算期日の直前の計算期日までにメザニン受益権償還停止トリガー事由又はシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じているためにメザニン受益権又はシニア劣後受益権に対する元本交付が行われなかった計算期日があった場合、交付が行われなかった各計算期日については、付則 3 に基づき各計算期日にメザニン受益権又はシニア劣後受益権に対して交付される予定であった金額を減額します）からデフォルト配当減額金を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）」のいずれか小さい方の金額に対しメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

シニア劣後受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日のシニア劣後受益権の元本の残高」（当該計算期日の直前の計算期日までにシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じているためにシニア劣後受益権に

対する元本交付が行われなかった計算期日があった場合、交付が行われなかった各計算期日については、付則 3 に基づき各計算期日にシニア劣後受益権に対して交付される予定であった金額を減額します) からデフォルト配当減額金を減じた金額 (ただし、零以下の場合は零) に対しシニア劣後配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額 (円未満切捨て)

デフォルト配当減額金 = 各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期間の直前の回収締め日時点の当該取扱債権プールにおける延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及び直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額から、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本残高を除いた金額 (ただし、零以下の場合は零) の総額。

付則 3 各受益権に対する予定元本交付金額

計算期日	優先受益権 予定元本交付金額	メザニン受益権 予定元本交付金額	シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 20 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 20 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 20 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 21 年 1 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 21 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 21 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 21 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 22 年 1 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 22 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 22 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 22 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 23 年 1 月 17 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 23 年 4 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 23 年 7 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 23 年 10 月 17 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 24 年 1 月 16 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 24 年 4 月 16 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 24 年 7 月 17 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 24 年 10 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円
平成 25 年 1 月 15 日	415,000,000 円	17,000,000 円	29,750,000 円

計算期日	ジュニア劣後受益権	ジュニア劣後受益権
	(ア)	(イ)
	予定元本交付額	予定元本交付金額
平成 20 年 4 月 15 日	0 円	0 円
平成 20 年 7 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 20 年 10 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 21 年 1 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 21 年 4 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 21 年 7 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 21 年 10 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 22 年 1 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 22 年 4 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 22 年 7 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 22 年 10 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 23 年 1 月 17 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 23 年 4 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 23 年 7 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 23 年 10 月 17 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 24 年 1 月 16 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 24 年 4 月 16 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 24 年 7 月 17 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 24 年 10 月 15 日	2,750,000 円	31,500,000 円
平成 25 年 1 月 15 日	5,500,000 円	63,000,000 円

付則 4 利息金等留保金額の算出

利息金等留保金額 = 各取扱債権プールごとに算出される当該計算期日までの各計算期日における各利息金等留保金額の合計額（ただし、当該合計額が計算の結果、零を下回る場合は、零とします。）の総額

「各利息金等留保金額」とは、各取扱債権プールごとに、各計算期日ごとに下記の算式により計算される金額をいいます。

$$\begin{array}{r} \text{各利息金等} \\ \text{留保金額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{当該計算期日又は信託終了日の} \\ \text{当該取扱債権プールの} \\ \text{各当期利息金等留保金額} \\ \text{(下記に従って算出されます。)} \end{array} + \begin{array}{r} \text{当該計算期日に} \\ \text{おける各元本留保} \\ \text{金額取崩金額} \end{array} - \begin{array}{r} \text{当該計算期日に} \\ \text{おける各利息金等} \\ \text{留保金額取崩金額} \end{array}$$

（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、その負の数をもって各利息金等留保金額とします。）

上記の計算式における「各元本留保金額取崩金額」とは、当該取扱債権プールの直前の計算期日までの各利息金等留保金額の合計額と当該計算期日又は信託終了日における各当期利息金等留保金額との合計額が零を下回る場合、①当該負になった金額の絶対値と、②当該取扱債権プールの直前の計算期日までの各元本留保金額の合計額と当該計算期日又は信託終了日における各当期元本留保金額との合計額（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、零とします。）、のいずれか小さい額をいいます。

上記の計算式における「各利息金等留保金額取崩金額」とは、当該取扱債権プールの直前の計算期日までの付則 5 に定める各元本留保金額の合計額と当該計算期日又は信託終了日における付則 5 に定める各当期元本留保金額との合計額が零を下回る場合、①当該負になった金額の絶対値と、②当該取扱債権プールの直前の計算期日までの各利息金等留保金額の合計額及び当該計算期日又は信託終了日における各当期利息金等留保金額の合計額（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、零とします。）、のいずれか小さい額をいいます。

$$\begin{array}{r} \text{各当期利息金等} \\ \text{留保金額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{当該計算期日} \\ \text{又は信託終了日に} \\ \text{おいて当該取扱債権プールに} \\ \text{関する利息勘定に記帳した額} \end{array} - \begin{array}{r} \text{下記の一ないし六に} \\ \text{該当する金額の合計額} \end{array}$$

（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、その負の数をもって各当期利息金等留保金額とします。）

一 当該取扱債権プールについて、当該計算期日に係る計算期間及び当該計算期日又は信託終了日に支払うべき本信託契約に規定する信託債権に係る租税その他信託業務を処理するに必要な諸費用額（各取扱債権に関する事務に要した費用に限ります。ただし、当該費用が信託財産全体に係る場合は当該計算期日の前営業日の営業終了後における当該取扱債権プールの残高に応じて按分します。）

- 二 当該取扱債権プールについて、当該計算期日又は信託終了日に支払うべき本信託契約に規定する信託報酬額（各取扱債権プールの負担する信託報酬は末尾付則 6 のとおり。）
- 三 当該取扱債権プールについて、当該計算期日又は信託終了日に支払うべき本債権管理回収業務委託契約に基づく委託者に対する業務委託手数料
- 四 当該取扱債権プールについて、優先受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法は末尾付則 7 のとおり。）
- 五 当該取扱債権プールについて、メザニン受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法は末尾付則 7 のとおり。）
- 六 当該取扱債権プールについて、シニア劣後受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法は末尾付則 7 のとおり。）

付則 5 元本留保金額の算出

元本留保金額 = 各取扱債権プールごとに算出される当該計算期日までの各計算期日における各元本留保金額の合計額（ただし、計算の結果、かかる合計額が零を下回る場合は、零とします。）の総額

「各元本留保金額」とは、各取扱債権プールごとに、各計算期日ごとに下記の算式により計算される金額をいいます。

$$\text{各元本留保金額} = \begin{array}{l} \text{当該計算期日又は信託終了日の当} \\ \text{該取扱債権プールの各当期元本留} \\ \text{保金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該計算期日に} \\ \text{おける各利息金} \\ \text{等留保金額取崩} \\ \text{金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該計算期日に} \\ \text{おける各元本留} \\ \text{保金額取崩金額} \end{array}$$

（下記に従って計算されます。）

（ただし、計算の結果、合計額が零を下回る場合はその負の数をもって各元本留保金額とします。）

上記の計算式における各利息金等留保金額取崩金額及び各元本留保金額取崩金額は、それぞれ付則 4 に定められる意味を有するものとします。

$$\text{各当期元本留保金額} = \begin{array}{l} \text{当該計算期日又は信託終了日に} \\ \text{おいて当該取扱債権プール} \\ \text{に関する元本勘定に記帳した額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{下記の一ないし四に} \\ \text{該当する} \\ \text{金額の合計額} \end{array}$$

（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、その負の数をもって各当期元本留保金額とします。）

- 一 当該取扱債権プールについて、優先受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（各取扱債権プールの負担する交付額は末尾付則 8 のとおり。）
- 二 当該取扱債権プールについて、メザニン受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（各取扱債権プールの負担する交付額は末尾付則 8 のとおり。）
- 三 当該取扱債権プールに関してシニア劣後受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（各取扱債権プールの負担する交付額は末尾付則 8 のとおり。）
- 四 当該取扱債権プールに関してジュニア劣後受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（予定元本交付額は末尾付則 3 のとおり。ただし、かかる元本の交付は、（i）①当該ジュニア劣後受益権の当初元本額から、当該ジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プール毎に計算される、②当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額、③信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及び④その直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して第 8.2. (1)に従って交付された元本の総額の合計額を控除した金額が、（ii）①当該計算期日の初日における当該取扱債権プールの残存元本額より②当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額、③当該計算期日の直前の回収締め日におけるデフォルト債権の残元本額の合計額を控除した金額に、④当初劣後比率を乗じた金額を超過する場合、その範囲において行なわれるものとします。かかる交付の金額が末尾付則 3 に定められる予定元本交付額を下回るとき、その差額は、次の計算期日の予定元本交付額に加えられます。）

付則 6 各取扱債権プールの負担する信託報酬の算出

信託報酬 = 当該計算期日に係る計算期間の初日の各取扱債権プールの信託元本額に信託報酬率を乗じて、さらに当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（円未満切上げ）

付則 7 各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法

優先受益権配当 = (1) 取扱債権プール（ア）の場合
当該計算期日に係る計算期間の初日の当該取扱債権プールの仮想優先受益権の残元本額（信託設定日における各取扱債権プールの仮想優先受益権の元本額は、下記の表に定められる。各計算期日において、それぞれ付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出されます。）（以下「仮想優先受益権残元本額」といいます。）に対し優先配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満四捨五入）

(2) 取扱債権プール（イ）の場合
取扱債権プール（ア）ないし（イ）の仮想優先受益権残元本額の合計額に対し優先配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）から、取扱債権プール（ア）につき上記（1）に基づき算定された優先受益権配当に係る負担金額の合計額を控除した金額

メザニン受益権配当 = (1) 取扱債権プール（ア）の場合
当該計算期日に係る計算期間の初日の当該取扱債権プールの仮想メザニン受益権の残元本額（信託設定日における各取扱債権プールの仮想メザニン受益権の元本額は、下記の表に定められる。各計算期日において、それぞれ付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出されます。）（以下「仮想メザニン受益権残元本額」といいます。）に対しメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満四捨五入）

(2) 取扱債権プール（イ）の場合
取扱債権プール（ア）ないし（イ）の仮想メザニン受益権残元本額の合計額に対しメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）から、取扱債権プール（ア）につき上記（1）に基づき算定されたメザニン受益権配当に係る負担金額の合計額を控除した金額

シニア劣後受益権配当 = (1) 取扱債権プール (ア) の場合

当該計算期日に係る計算期間の初日の当該取扱債権プールの仮想シニア劣後受益権の残元本額 (信託設定日における各取扱債権プールの仮想シニア劣後受益権の元本額は、下記の表に定められる。各計算期日において、それぞれ付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出されます。) (以下「仮想シニア劣後受益権残元本額」といいます。) に対しシニア劣後配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額 (円未満四捨五入)

(2) 取扱債権プール (イ) の場合

取扱債権プール(ア)ないし(イ)の仮想シニア劣後受益権残元本額の合計額に対しシニア劣後配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額 (円未満切捨て) から、取扱債権プール(ア)につき上記(1)に基づき算定されたシニア劣後受益権配当に係る負担金額の合計額を控除した金額

信託設定日における各取扱債権プールに係る各仮想トランシェの元本額

	仮想優先受益権 元本額	仮想メザニン 受益権元本額	仮想シニア劣後 受益権元本額
取扱債権プール (ア)	498,808,879 円	20,433,135 円	35,757,986 円
取扱債権プール (イ)	7,801,191,121 円	319,566,865 円	559,242,014 円

付則 8 各取扱債権プールの負担する元本交付額

各計算期日において、各取扱債権プールの負担すべき元本交付金額は下記に定める各受益権に対する予定元本交付金額とし、未払があれば直後の計算期日に繰り延べられるものとします。なお、信託終了日（ただし、本信託の期間が延長される場合を除きます。）を除き、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由、メザニン受益権償還停止トリガー事由に該当している場合は、当該受益権及びそれに劣後する受益権に対する各取扱債権プールの負担する元本交付も行わないものとします。

取扱債権プール（ア）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 20 年 4 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 20 年 7 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 20 年 10 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 21 年 1 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 21 年 4 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 21 年 7 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 21 年 10 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 22 年 1 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 22 年 4 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 22 年 7 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 22 年 10 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 23 年 1 月 17 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 23 年 4 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 23 年 7 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 23 年 10 月 17 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 24 年 1 月 16 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 24 年 4 月 16 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 24 年 7 月 17 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 24 年 10 月 15 日	24,940,444 円	1,021,657 円	1,787,899 円
平成 25 年 1 月 15 日	24,940,443 円	1,021,652 円	1,787,905 円

取扱債権プール（イ）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン 受益権 予定元本交付金額	仮想シニア 劣後受益権 予定元本交付金額
平成 20 年 4 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 20 年 7 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 20 年 10 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 21 年 1 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 21 年 4 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 21 年 7 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 21 年 10 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 22 年 1 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 22 年 4 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 22 年 7 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 22 年 10 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 23 年 1 月 17 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 23 年 4 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 23 年 7 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 23 年 10 月 17 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 24 年 1 月 16 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 24 年 4 月 16 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 24 年 7 月 17 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 24 年 10 月 15 日	390,059,556 円	15,978,343 円	27,962,101 円
平成 25 年 1 月 15 日	390,059,557 円	15,978,348 円	27,962,095 円

付則 9 仮想トランシェの減額ルール

- 一 各計算期日において、付則 8 の各受益権に対する予定元本交付金額に従い各受益権について元本交付が行われた場合、仮想トランシェも同額減額されます。ただし、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由又はメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じているためにシニア劣後受益権又はメザニン受益権の元本交付が行われなかった計算期日があった場合、交付が行われなかった各計算期日において、付則 3 に基づき各計算期日にシニア劣後受益権又はメザニン受益権に対して交付される予定であった金額について、仮想トランシェは減額されます。
- 二 各計算期日において、付則 7 に従い各取扱債権プールの負担する配当金を計算する場合には、各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期日の直前の回収締め日時点の当該取扱債権プールにおける延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及びその直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額が、(b) 対応するジュニ

ア劣後受益権の当初元本残高を超過した場合、その超過額について、当該取扱債権プールに関する各仮想トランシェの残元本額を、仮想シニア劣後受益権、仮想メザニン受益権、仮想優先受益権の順に減じて算出するものとします。